

工事検査における工種毎等のポイント

[建築工事編]

令和4年10月15日以降発注工事が適用

この資料は、建築工事検査のポイントをまとめたもので、これまでの検査において確認してきた事項について解説したものであります。
建築工事の場合、1件の工事に多数の工種がある場合も多く、共通仕様書の項目別に多岐に亘るポイントを列挙することは困難であるので、ポイントを取り上げ、簡潔に内容を解説したものであります。
よって、検査する上でのポイントをすべて記載しているものではありません。

令和5年2月

出納局 工事検査課

目次

共通事項	・ ・ ・	P 1
1 仮設工事	・ ・ ・	P 2
2 地業工事	・ ・ ・	P 3 ~ P 6
3 土工事	・ ・ ・	P 7
4 鉄筋工事	・ ・ ・	P 8 ~ P 9
5 型枠工事	・ ・ ・	P 1 0
6 コンクリート工事	・ ・ ・	P 1 1 ~ P 1 2
7 鉄骨工事	・ ・ ・	P 1 3 ~ P 1 4
8 補強CB・ALC工事・ 押出成形工事	・ ・ ・	P 1 5 ~ P 1 7
9 防水工事	・ ・ ・	P 1 8 ~ P 2 1
10 石工事	・ ・ ・	P 2 2 ~ P 2 4
11 タイル工事	・ ・ ・	P 2 5 ~ P 2 6
12 木工事・木造工事	・ ・ ・	P 2 7 ~ P 2 9
13 屋根及びとい工事	・ ・ ・	P 3 0 ~ P 3 1
14 金属工事	・ ・ ・	P 3 2
15 左官工事	・ ・ ・	P 3 3 ~ P 3 7
16 建具工事	・ ・ ・	P 3 8 ~ P 4 4
17 カーテンウォール 工事	・ ・ ・	P 4 5
18 塗装工事	・ ・ ・	P 4 6 ~ P 4 9
19 内装工事	・ ・ ・	P 5 0 ~ P 5 3
20 ユニット及びその 他工事	・ ・ ・	P 5 4 ~ P 5 6
21 排水工事	・ ・ ・	P 5 7
22 舗装工事	・ ・ ・	P 5 8 ~ P 6 1
23 植栽及び屋上緑化 工事	・ ・ ・	P 6 2 ~ P 6 3

工事検査における工程毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典	
共通事項	□ 1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守していることを確認。(現場代理人、主任技術者、監理技術者、社内検査員、安全巡視員等も含む。) ・監督、検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15、福島県財務規則及び福島県工事請負契約約款に基づくものであることを確認。(各種保険加入状況や補償等についても含む。) ・福島県請負工事成績評定要綱の各規定に基づく内容を確認。(総合評価対象工事の場合、技術審査書の内容内容実施についての確認を含む。) 	着工届 総合仮設計画書 施工計画書	共仕第1編総則1.1.1 適用範囲 共仕第1編総則1.1.2.2 保険の付保及び事故の補償	
	□ 2 契約図書の特記優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答書の有無、現場説明書、特記仕様書の内容、設計図、共仕を確認し優先順位を確認。 	質問回答書 現場説明書 特記仕様書 設計図 共仕	共仕第1編総則1.1.2 設計図書の適用	
	□ 3 監督員の立会い	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工上必要な指示、承諾、協議、確認及び調整を行う際に監督員が臨場していることを確認。 	確認資料等	共仕第1編総則1.1.3 用語の定義	
	□ 4 関係機関届出等、現場掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署その他へ各届出等が提出されているかを確認。 ・現場の適切な場所に工事用表示板を掲示したかを確認。 	届出 工事写真	共仕第1編1.3.6 工事用表示板 共仕第1編1.1.18 関係機関の届出等	
			<ul style="list-style-type: none"> ・第三者の安全対策を確認。安全教育等の実施状況を確認。 	施工計画書	共仕第1編1.2.10 施工中の安全確保
	□ 5 第三者の安全対策、安全教育、作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策等の実施状況を確認。 ・電気保安責任者の資格を確認。 	施工計画書 工事写真	共仕第1編1.2.4 電気保安技術者	
	□ 6 構内安全対策、重機旋回範囲、安全通路		<ul style="list-style-type: none"> ・危険物貯蔵所 建築物からの離れ、防火構造、表示等を確認。 	施工計画書 工事写真	共仕第1編1.3.3 危険物貯蔵所 " 1.2.12 排出ガス対策
	□ 7 電気保安責任者			社内検査結果	共仕第1編1.9.3 書類の提示等 " 1.9.4 社内検査
	□ 8 危険物貯蔵所、排ガス対策、重機定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・社内検査の状況を確認。 ・社内検査員の資格要件(10年以上の現場経験を有し、当該工事に従事していない社内の者)を確認。 	社内検査結果	共仕第1編1.9.3 書類の提示等 " 1.9.4 社内検査	
	□ 9 社内検査(下請引取・工程毎・竣工)記録	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書で示されている技能士が活用されているかを資格を証明する資料で確認。(作業日誌等で有資格者が作業に携わっていることを確認) 	施工計画書	共仕第1編1.2.6 技能士	
	□ 10 技能士の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書で示されている種類及び処分場、処理方法及び施工実施内容を確認。 ・特別管理産業廃棄物がある場合、上記事項及び資格関係を確認。 ・産業廃棄物管理票又は電子マニフェストで適正処理されていることを確認。(検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階のものを提示し、処理が完了した後、前述受渡確認票の写しを監督員に提出する) 	施工計画書 管理票	共仕第1編1.2.18 発生材等の処理等 " 1.9.3 書類の提示等	
	□ 11 発生材の処理等		<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負代金が500万円以上(単個契約の場合は契約総額)の全ての工事は契約締結後速やかに工事実績情報を登録していることを確認。 ・工期延長がされている場合や対象の技術者が変更となった場合についても同様に登録されていることを確認。 	工事実績情報	共仕第1編1.1.10 工事実績情報システム(GORINS)への登録
	□ 12 工事実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ・構造強度に支障ないことを確認。(共仕第1編表1.10.1 工事別管理基準値)(共仕第1編表1.10.2 建築物用途による管理基準)参照。 	施工計画書 出来形図 工事写真	共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準	
	□ 13 出来形の管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外整備工事の完成時に作成された完成図が(共仕第3編表1.1.1 完成図の種類及び記入内容)を満足していることを確認。 	完成図	共仕第3編1.1.5 完成図等	
□ 14 屋外整備工事の完成図					

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
1 仮設工事	<input type="checkbox"/> 1 総合仮設計画	・ 仮設足場設置時期等を確認。	工程表 施工計画書	監理指針 2. 1. 1 一般事項
	<input type="checkbox"/> 2 地盤高・ベンチマーク・測量杭	・ 現状地盤高さを確認。 ・ ベンチマークの設置有無を確認。	工事写真 施工図 出来形図	共仕第2編 2. 2. 1-2 地盤高の確認 標仕 2. 2. 2 ベンチマーク
	<input type="checkbox"/> 3 指定仮設、任意仮設	・ 指定仮設、任意仮設の状況が契約図書と整合していることを確認。(クレーン、リフト等含む) ・ 足場、仮囲いの構造及び各部の寸法を確認。	施工計画書 施工図 工事写真	共仕第1編 共仕 1. 3. 1 足場等 監理指針 2. 1. 1 一般事項
	<input type="checkbox"/> 4 環境対策 水・粉塵・音・振動・臭気	・ 環境対策等の実施状況を確認。 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法 等	施工計画書 工事写真	標仕 1. 3. 10 施工中の環境保全等

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

VER2023.02.01

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

※2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針(国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 建築研究所 監修)

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
2 1/4 地業工事	□ 1 施工記録	・全ての杭について、配筋の状態、杭の先端の土質、掘削中の孔壁の状況、安定液の状態、泥水の状態、掘削深さ、支持層深さ、掘削形状、スライム処理の状態、鉄筋かごの設置状況、コンクリートの投入量、フレッシュコンクリートの試験、施工時間、水平方向の位置ずれ寸法等が記録されていることを確認。	施工計画書 報告書(施工記録) 工事写真 作業日誌等	標仕4.5.8 施工記録
	□ 2 常駐する専門技術者の技術証明	・施工に携わる専門技術者が、「既製杭施工管理技士」、「既製杭施工管理技士(補)」又は同等以上の技術的能力を証明する資料を監督員に提出しており、併せて施工期間中、現場に常駐していることを確認。	関係資格証書 報告書(施工記録) 作業日誌等	共仕第2編4.3.2-2 専門技術者
	□ 3 杭種別	・既製コンクリート杭、鋼杭、場所打ちコンクリート杭の種別を確認。	工事写真 施工計画書 施工図	標仕4.1.2 基本要品質 標仕4.3.3及4.4.3 材料 標仕4.5.4 材料その他
	□ 4 試験	・杭の載荷試験は鉛直載荷試験又は水平載荷試験の試験報告書の確認。 ・各試験の実施に伴い打込杭の放置期間が砂質土の場合打設後5日以上、粘性土は14日以上として、埋込杭は28日以上経過していることを確認。 ・地盤の載荷試験は平板載荷試験の実施と載荷板を設置する地盤を掘削、載荷試験で乱していないことを写真と報告書で確認。	試験成績書等 報告書(施工記録) 工事写真	共仕第2章4.2.3 杭の載荷試験 標仕4.2.3 杭の載荷試験 標仕4.2.4 地盤の載荷試験
	□ 5 杭頭処理、杭頭補強コンクリート	・特記による処理なのかを確認。 ・杭頭補強方法を確認。(共仕第2編図4.3.1及び4.3.2 杭頭補強筋)参照。 ・場所打ちコンクリート杭の杭頭の処理は、打込みから14日程度経過したのち実施しているかを確認。 ・杭頭補強コンクリートは、基礎の配筋前に打設し、基礎コンクリートと同時に打ちをしないか確認。	施工計画書 配合計画書 報告書(施工記録) 工事写真	標仕4.5.7 杭頭処理 共仕第2編4.3.8(1) 杭頭の処理等

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

VER2023.02.01

建築工事編

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

※2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針(国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 建築研究所 監修)

2

2/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
地業工事	□ 6 支持地盤の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・(共通事項) 施工杭の支持地盤打止め状況を確認。 ・杭を支持層中に1m以上根入れ施工していることを確認。(セメントミルク工法) ・支持層の確認は施工機械から送られてくる駆動用電動機の消費電流値や貫入速度等の施工情報と貫入深度、掘進速度等、総合的な施工情報に基づいていることを確認。(鋼管杭) ・アースドリル工法の支持層の確認は、掘削バケット内の土砂を土質柱状図及び土質資料と対比して行い、又その際にケーリーバーの振れや杭機械の回転抵抗等も参考としていることを確認。 ・リバース工法の支持層の確認は掘削機械のデリバリホースの吐出口から掘削土砂を採取し、土質柱状図及び土質資料と対比していることを確認。 ・オールケーシング工法の支持層の確認は掘削機械のハンマークラブでつかみ上げた土砂を土質柱状図及び土質資料と対比していることを確認。 	施工計画書 報告書(施工記録) 工事写真	監理指針 4. 3. 3セメントミルク工法 監理指針 4. 4. 4鋼杭地業工法 監理指針 4. 5. 5アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法
	□ 7 杭周固定液及び根固め液の圧縮強度	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントミルク工法の場合、杭周固定液及び根固め液の材齢28日の圧縮強度を確認。材齢28日圧縮強度試験の1回の試験の平均値が 杭周固定液0.5N/mm²以上、根固め液20N/mm²以上であることを確認。(標仕表4.3.2圧縮強度) 参照。 	施工計画書 配合計画書 試験成績書等	標仕 4. 3. 4 セメントミルク工法
	□ 8 既製杭管理(杭の傾斜、水平方向の位置)	<ul style="list-style-type: none"> ・杭の傾斜、水平方向の位置が、傾斜が1/100以内、水平偏心D/4かつ100mm以下であることを確認。 	報告書 工事写真	共仕第2編 4. 3. 4-2 打込み工法
	□ 9 継ぎ杭溶接管理、溶接資格	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接資格者を確認。 	施工計画書 関係資格証写	共仕第2編 4. 3. 7 継手の溶接作業を行う技能資格者(2)
	□ 10 場所打ち杭管理(杭の傾斜、水平方向の位置)	<ul style="list-style-type: none"> ・杭の傾斜、水平方向の位置が、傾斜が1/200以内、水平偏心100mm以下であることを確認。 	報告書 工事写真	共仕第2編 4. 5. 5(3)(ソ)アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

VER2023.02.01

建築工事編

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

※2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針(国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 建築研究所 監修)

2

3/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
地業工事	□ 11 支持地盤の決定・掘止深度・排出土・水位	・監理指針4章参照	施工計画書 試験成績書等 工事写真	監理指針4章
	□ 12 場所打ち杭(配筋・トレミー管・コンクリート強度)	・主筋への点付け溶接が行われていないこと、及び鉄筋の重ね継手の長さを確認。(標仕表5.3.2 鉄筋の重ね継手の長さ)参照。 ・コンクリートの打ち込み中は、トレミー管の先端がコンクリート中に2m以上入っていることを確認。 ・スランプ試験は杭1本毎に最初の運搬車で採取していることを確認。 ・杭の構造体コンクリート強度の判定は、材齢28日の圧縮強度試験の1回の結果が、調合管理強度以上であることを確認。 ・構造体強度補正值は特記がない場合3N/mm ² であることを確認。 ・コンクリート種別を確認。(標仕表4.5.1 コンクリートの種別)参照。	施工計画書 施工図 配合計画書 試験成績書等	共仕第2編4.5.5(3)(ソ) アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法
	□ 13 頭部余盛	・アースドリル工法、リバース工法、オールケーシング工法の余盛りを確認。(A種500mm以上、B種800mm以上)	報告書 工事写真	標仕4.5.5アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法
	□ 14 専門工事業者の技術証明	・場所打ちコンクリート杭:施工管理技術者を確認。 ・工法の技術証明を確認。 ・鉄筋等の溶接作業は技能資格者であることを確認。(標仕7.6.3 溶接作業を行う技能資格者)参照。	施工計画書 関係資格証写	標仕4.5.2場所打ちコンクリート杭地業における施工管理技術者 標仕4.5.3場所打ちコンクリート杭の鉄筋等の溶接作業を行う技能資格者

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

VER2023.02.01

建築工事編

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

※2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針(国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 建築研究所 監修)

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
2 4/4 地業工事 (深礎混合処 理工法による 地盤改良工 事)	□ 15 改良体の設計基準強度	・改良体の設計基準強度は改良体の一軸圧縮強さを基本とし、建築物の要求性能を満足するように強度のばらつきを考慮し、室内配合試験、現場施工試験等から値を設定していることを確認。	施工計画書 報告書(各試験結 果報告書)	監理指針4章 7節「標仕」以外の工法 4.7.3 地盤改良 建築基準法・平成13年国土交通省告示 第1113号 改良地盤の品質管理指針 第4章 改 良体の設計定数 4.1 改良体の設計基準強度
	□ 16 配合試験	・スラリー状固化材を用いた機械式工法の場合、設定する配合条件が固化材の種類、配合量、水固化材比(スラリー状固化材の濃度(W/C))で決められ、また、採取した対象土と実際に使用する固化材を用いた配合試験を実施して配合量を決めていることを確認。		
	□ 17 品質管理	<p>・①配合管理、②施工管理、③品質検査等の適切な実施により、改良体の品質と改良地盤の支持力性能が設計を満足していることを確認。</p> <p>・①配合管理 設計対象層、配合強度、固化材、配合条件が適切に設定されていることを確認。</p> <p>・②施工管理 設計で要求する改良体の品質を確保するため、改良体の寸法・形状、攪拌混合方法、支持地盤、配合量等を適切に管理していることを確認。</p> <p>・施工により、周辺構造物及び環境に問題を生じていないことを確認。</p> <p>・③品質検査 改良体が、設計で要求する品質を満足していることが把握できる検査指標(コアの一軸圧縮強さのばらつき等とその不良率)を設定していることを確認。 品質検査方法が、改良体に対する要求性能が把握できる検査方法(全数検査または抜取検査)であることを確認。 品質検査をコア供試体の一軸圧縮試験を求められる場合は、第三者試験機関で実施していることを確認。(なお、第三者試験機関での試験実施が止むを得ず困難な場合、監督員の立会等の判定を行うこと。)</p>		

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

VER2023.02.01

建築工事編

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

3

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
土工事	□ 1 排水処理	・工事に支障を及ぼす雨水等は適切な排水を実施しているかを確認。	工事写真	標仕3.2.2排水
	□ 2 床付け面の耐力確認	・土質及び深さを確認し、監督員の検査を受けていることを確認。 ・根切り底の状態等が、設計図書に定められた支持地盤と異なる場合、監督員と協議していることを確認。	記録 工事写真	標仕3.2.1根切り
	□ 3 掘削面の保護処理	・必要な場合、保護処理を実施しているかを確認。	工事写真	
	□ 4 埋戻し土質の確認	・埋戻し及び盛土の材料、並びに工法、選定された土質を確認。(標仕表3.2.1埋戻し及び盛土の種別)参照。	試験成績書等 工事写真	標仕3.2.3埋戻し及び盛土
	□ 5 埋戻し土の転圧	・各層ごと、締め固め300mm程度に締め固めているか、また、土質に応じた余盛りとなっているか確認。併せて、使用機器、転圧状態を確認。	工事写真	
	□ 6 残土の処理、過積載	・工事現場外に搬出している場合、関係法令等に基づき適切に処理していることを確認。 (残土処理報告書と併せて残土堆積場が周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがないことを受注者に聞き取り確認すること。)	施工計画書 工事写真	標仕3.2.5建設発生土の処理
	□ 7 山留め	・山留めが労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事等編)その他関係法令等に基づき適切に処理していることを確認。 。地盤報告書、工事現場の土質状況等を総合的に判断し、適切な構造計算書に基づき設置されたことを確認。	施工計画書 地盤調査報告書 構造計算書 工事写真	3節 山留め 標仕3.3.1山留めの設置

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

4
1/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
鉄筋工事	□ 1 鉄筋規格	・規格番号、規格名称、種類の記号を確認。	ミルシート 工事写真	標仕5.2.1 鉄筋
	□ 2 鉄筋重なり寸法の確認	・鉄筋の種類とコンクリートの設計基準強度、継手位置、重ね継手位置、継手の長さを確認。 ・標仕5.3.4(3)に基づいて施工されていることを確認。 (標仕表5.3.2 鉄筋の重ね継手の長さ)、(標仕表5.3.3 隣り合う継手の位置)参照。	工事写真	標仕5.3.4 継手及び定着
	□ 3 鉄筋組立て・加工精度	・鉄筋の折曲げ形状、寸法を確認。また、継手部分及び交差部の要所の拘束状態が径0.8mm以上の鉄線で拘束されていることを併せて確認。 (標仕表5.3.1 鉄筋の折曲げ形状及び寸法)参照。	工事写真	標仕5.3.2 加工 標仕5.3.3 組立
	□ 4 継手・定着長さの確認、貫通孔の補強、かぶり厚さ	・標仕5.3.4(2)、(4)、(5)、(6)より継手や定着長さ、貫通孔の補強、併せて標仕5.3.5より鉄筋のかぶり厚さ及び間隔を確認。 (標仕表5.3.2 鉄筋の重ね継手の長さ)、(標仕表5.3.3 隣り合う継手の位置)、(標仕表5.3.4 鉄筋の定着の長さ)、(標仕表5.3.5 投影定着長さ)、(標仕図5.3.2 直線定着の長さ及びフックありの定着の長さ)、(標仕図5.3.3 折曲げ定着の方法)、(標仕図5.3.4 溶接金網の継手及び定着)、(標仕図5.3.5 スパイラル筋の継手及び定着)、(標仕図5.3.6 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ)に基づく施工がされているかを確認。	工事写真	標仕5.3.4 継手及び定着 標仕5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
	□ 5 スペースー選択・間隔、鉄筋の保護	・(共仕第2編表5.3.3-0パーサポート及びスペースーなどの種類及び数量・配置)により実施されているかを確認。	施工計画書 工事写真	共仕第2編5.3.3 組立
	□ 6 後打アンカー引張試験	・あと施工アンカーの試験の箇所数は同一施工条件で施工された1ロット(3本)を無作為に抜き取り設計用引張強度を満たしていることを確認。	試験成績書等 工事写真	標仕14.1.3 工法(金属工事)
	□ 7 圧接資格	・ガス圧接の技能資格者は、工事に相応したJIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)による技量を有している技能資格者であることを確認。 ・圧接作業に先立ち圧接計画書が提出されていることを確認。	施工計画書 関係資格証写	共仕第2編5.4.5-2 圧接計画書

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
4 鉄筋工事 2/2	□ 8 圧接部 ふくらみの形状、ふくらみの長さ、圧接面のずれ、偏心量	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくらみの直径：鉄筋径の1.4倍以上を確認。 ・ふくらみ長さ：鉄筋径の1.1倍以上を確認。 ・圧接面のずれ：鉄筋径の1/4以下を確認。 ・圧接部における鉄筋中心軸の偏心量：鉄筋径の1/5以下を確認。 	施工計画書 試験成績書等 工事写真	共仕第2編5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験 標仕5.4.4 圧接部の品質
	□ 9 圧接部超音波探傷試験及び試験従事者	・技能資格者は、当該工事における圧接部の品質管理を行っていない者であり、ガス圧接部に関する知識、試験の方法等について十分な知識及び経験に基づく能力を有する者であることを確認。	施工計画書 関係資格証写 試験成績書等 工事写真	標仕5.4.3 圧接部の超音波探傷試験を行う技能資格者

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
5 型枠工事	<input type="checkbox"/> 1 型枠精度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート寸法図、型枠図(鉄筋加工図、設備関係図との整合)を確認。 ・コンクリート打ち込み前に組立状態確認について監督員に報告していることを確認。 ・出来形の管理基準を満足していることを確認。 (共仕第1編表1.10.1 工事別管理基準値)参照。 	工事写真 施工図 出来形図	共仕第1編1.4.3 施工図等 共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 標仕6.8.3 型枠の加工及び組立
	<input type="checkbox"/> 2 型枠せき板撤去時強度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・最小存置期間はコンクリートの材齢又はコンクリートの圧縮強度を確認。 (普通エコセメントの場合を除き標仕表6.8.2 せき板の最小存置期間)参照。 	試験成績書等	標仕6.8.4 型枠の存置期間及び取外し
	<input type="checkbox"/> 3 型枠支柱撤去時強度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・最小存置期間はコンクリートの材齢又はコンクリートの圧縮強度を確認。 (標仕表6.8.3 支柱の最小存置期間)参照。 		
	<input type="checkbox"/> 4 打継目地・誘導目地の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地の寸法を確認。 ・特記が無い場合、目地寸法が幅20mm以上、深さ10mm以上の他、ガラス回りの目地以外は10mm以上であることを確認。 	施工計画書 工事写真	標仕9.7.3 目地寸法(防水工事)

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

VER2023.02.01

建築工事編

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
6 1/2 コンクリート 工事	□ 1 コンクリートの調合強度・補正值	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準強度 (F_c) に (標仕表6.3.2) の構造体強度補正值 (S) を加えた値、かつ10節 (軽量コンクリート) 以降の関係する節の規定を満たすことを確認。 (共仕第2編表6.4.1)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 配合計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 共仕第2編6.4.5 調合管理強度 標仕6.3.2 コンクリートの調合
	□ 2 単位水量の最大値、単位セメント量の最小値、 ・水セメント比: ・単位水量: ・単位セメント量: ・スランプ	<ul style="list-style-type: none"> ・フレッシュコンクリートの試験結果を確認。 ・調合管理強度を確認。 ・水セメント比を確認。 (普通、早強、中腐熱ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント及びフライアッシュセメントのA種: (最大値65%)) (低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント及びフライアッシュセメントのB種: (最大値60%)) (普通エコセメント: (最大値55%)) (再生骨材Hを使用する場合: (最大値60%)) ・単位水量は受入れ時に測定を行い「福島レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。(最大値185kg/m³)を確認。 ・単位セメント量(最小値270kg/m³)を確認。 ・コンクリートのスランプ、空気量及び塩化物量等の試験については原則監督員の立会していることを確認。 (標仕表6.9.1 フレッシュコンクリートの試験) (標仕表6.9.2 1回の試験、供試体の養生方法及び材齢)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 配合計画書 納入書 工事写真 	<ul style="list-style-type: none"> 共仕第2編6.4.5 調合管理強度 〃 6.5.1 品質管理一般 〃 6.5.6 受入れ時の試験 標仕6.3.1 コンクリートの材料 標仕6.3.2 コンクリートの調合 標仕6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量 標仕6.9.2 フレッシュコンクリートの試験
	□ 3 塩化物量及びアルカリ総量 ・塩化物イオン量 (GL-)	<ul style="list-style-type: none"> ・塩化物イオン (GL-) 量を (0.3kg/m³以下) 確認。 ・連続して10台の運搬車の試験結果が0.3kg/m³以下であれば、その後は標仕表6.9.1 フレッシュコンクリートの試験によっていることを確認。 ・コンクリート中のアルカリ総量がJIS A5308附属書B (規定) [アルカリシリカ反応抑制対策の方法]に規定する式によるものであることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 配合計画書 納入書 	

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
6 2/2 コンクリート 工事	□ 4 打設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間を確認。 □外気温25℃以下の場合120分 □外気温25℃超える場合90分 	施工計画書 納入書	標仕6.6.2 コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間
	□ 5 圧縮試験(公的試験機関指示有無)	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮強度試験(JIS A 1108)について特記仕様を示された部位が公的試験機関で実施されているか確認。 ・調合管理強度の判定は3回の試験で、1回の試験における圧縮強度の平均値が調合管理強度の85%以上であり、かつ、3回の試験における圧縮強度の総平均値が調合管理強度以上であることを確認。 	試験成績書等 報告書 工事写真	標仕6.9.3 コンクリートの強度試験 標仕6.9.4 調合管理強度の判定 標仕6.9.5 構造体コンクリート強度の判定
	□ 6 躯体精度測定	<ul style="list-style-type: none"> ・標仕表6.2.3部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値を標準としているかを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 工事写真	標仕6.2.5 構造体コンクリートの仕上り
	□ 7 豆板・空洞・コールドジョイント等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・豆板・空洞・コールドジョイント等の有無の確認は、せき板の取外し後に行っているかを確認。 	記録 工事写真	標仕6.6.7 打込み後の確認等
	□ 8 クラックの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造体の有害なひび割れ及びたわみの有無の確認は、支保工の取外し後に行っているかを確認。 	記録 工事写真	

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

7
1/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
鉄骨工事	□ 1 詳細施工図	・鉄骨の部材が設計図書と工作図のとおり製作されていることを確認。	施工図	監理指針7章1節 7. 1. 2 基本 要求品質 他
	□ 2 鉄骨製作工場加工能力	・特記仕様書による鉄骨製作工場加工能力を確認。 ・鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置有無を確認。	認定書 関係資格証写	標仕7. 1. 3 鉄骨製作工場 標仕7. 1. 4 鉄骨製作工事にお ける施工管理技術者
	□ 3 現寸検査	・現寸検査の有無を確認。	施工図 検査記録	監理指針7章1節 図7. 1. 2 基 本要求品質 他 標仕7. 3. 2 工作図
	□ 4 鉄骨規格	・鋼材の種類、形状及び寸法及び製造業者が発行する規格品証明書を確認。 ・板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験はJIS G0901により実施していることを確 認。	施工図 ミルシート	標仕7. 2. 1 鋼材 標仕7. 2. 10 材料試験等
	□ 5 加工精度測定	・JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」による確認を行っていることを確認。	施工計画書 施工図 出来形図 工事写真	標仕7. 3. 3 製作精度
	□ 6 技能資格者(溶接)	・溶接技能者は、工事に相応した次に示す試験等による技量を有していることを確 認。 (1)炭素鋼の手溶接の場合:JISZ3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定 基準) (2)炭素鋼の半自動溶接の場合:JISZ3841(半自動溶接技術検定における試験方 法及び判定基準) (3)自動溶接の場合:(1)又は(2)に従う試験 (4)組立溶接の場合:(1)又は(2)に従う工事に相応した試験	施工計画書 関係資格証写 試験成績書等 工事写真	標仕7. 6. 3 溶接作業を行う技能 資格者
	□ 7 溶接ビード測定	・最小ビード長さを確認。(標仕表7.6.1 組立溶接の最小ビード長さ)	工事写真	標仕7. 6. 5 部材の組立
	□ 8 超音波探傷試験、技能資格者、試験 結果	・超音波探傷試験を行う機関及び技能資格者は下記による内容を確認。 (1)超音波探傷試験を行う機関は、当該工事の鉄骨製作工場に所属しないで、か つ、当該工事の品質管理の試験を行っていないことを確認。 (2)超音波探傷試験を行う技能資格者は、JISZ2305(非破壊試験技術者の資格及 び認証)による技量を有する者であることを確認。 ・試験結果を確認。	施工計画書 関係資格証写 報告書 工事写真	標仕7. 6. 11 溶接部の試験を行 う技能資格者 標仕7. 6. 12 溶接部の試験

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
7 2/2 鉄骨工事	□ 9 鉄筋の貫通孔径、梁貫通孔の補強	・鉄筋の貫通孔径や補強方法を確認。(共仕第2編図7.3.1、図7.3.2、図7.3.3) (標仕表7.3.1 鉄筋の貫通孔の孔径の最大値)参照。	施工計画書 工事写真	共仕第2編7.3.12 梁貫通孔の補強 標仕7.3.7 鉄筋の貫通孔の孔径
	□ 10 電動レンチのトルク調整 1回/日	・監督員との協議が無い場合、毎日1回作業開始前にJASS6 6.4[高力ボルトの締付け]b(4)に準じて締付け機器の調整を行い、その結果の記録を確認。	記録 工事写真	標仕7.4.9 締付け機器及び確認用機器 JASS6
	□ 11 高力ボルト締付全数試験	・マーキングのずれ、ピンテールの破断、ナットの回転角、ボルトの余長を確認。 ・締付け後の確認記録を監督員が検査していることを確認。	試験成績書等 記録 工事写真	標仕7.4.8 締付け後の確認
	□ 12 建方精度確認	・JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」付表5[工事現場]による基準であるかを確認。	記録 工事写真	標仕7.10.2 建方精度 JASS6
	□ 13 アンカーボルトの材質・種類	・構造用アンカーボルト、建方用アンカーボルト材質と種類を確認 ・構造用アンカーボルトの材質はJISB1220(構造用両ねじアンカーボルトセット)、建方用アンカーボルトの材質はJIG3101(一般構造用圧延鋼材)であることを確認。	施工計画書 工事写真	標仕7.2.4 アンカーボルト
	□ 14 デッキプレート	・材質、形状及び寸法を確認。	規格品証明書 工事写真	標仕7.2.7 床構造用のデッキプレート
	□ 15 アンカーボルトの埋込み	・保持及び埋込み工法についてA種、B種に適合していることを確認。(標仕表7.10.1 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法)参照。	施工計画書 工事写真	標仕7.10.3 アンカーボルトの設置等
	□ 16 柱底均しモルタル	・無収縮モルタル 圧縮強度(材齢28日 45N/mm ² 以上)の確認。 (標仕表7.2.5 無収縮モルタルの品質及び試験方法)参照。	試験成績書等	標仕7.2.9 柱底均しモルタル
	□ 17 錆止塗装規格	・塗装工事による。鋼製スリーブ内面の錆止め塗料の種別を確認。(標仕表18.3.1(鉄鋼面の錆止め塗料の種別))参照	施工計画書 工事写真	標仕7.8.4 塗料種別 監理指針18章 塗装工事

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
8-1 補強コンクリートブロック造工事	□ 1 コンクリートブロック規格 塀	・ブロックの材料はJIS A 5406 (建築用コンクリートブロック) に基づいていることを確認。 (塀の場合、高さ2.2m以下、壁の厚さ15cm以上(高さ2m以下は厚さ12cm以上)、壁内には径9mm以上の鉄筋を縦横80cm以下の間隔で配置、塀の長さ3.4m以下ごとに控壁(基礎の部分において壁面の高さの1/5以上突出)を配置していることを確認。)	施工図 出荷証明書	標仕8.2.1 一般事項 標仕8.3.2 材料 建築基準法施行令第62条の8
	□ 2 配筋・重ね継手長さ(縦筋継ぎ手不可)	・壁横配筋の重ね継手長さが45d、定着長さが40dを満足していることを確認。	工事写真	標仕8.2.5 鉄筋の加工及び組立
	□ 3 コンクリート調合	・充填用及びまぐさのコンクリートの調合を確認。(標仕表8.2.2 コンクリートの調合(容積比))参照。 ・レディーミクスコンクリート使用の場合は、呼び強度21、スランプ21cmであることを確認。	調合計画書	標仕8.2.4 コンクリートの調合
	□ 4 モルタルの調合及び目地幅	・目地幅10mm程度となるブロックを用いる場合、モルタルの調合(目地用と充填用1:2.5)、(化粧目地用1:1)であることを確認。(標仕表8.2.1 モルタルの調合(容積比))参照。	調合計画書	標仕8.2.3 モルタルの調合
	□ 5 積み上げ	・1日の積み上げ高さの限度(1.6m/日)を確認。	施工計画書 工事写真	標仕8.2.7 ブロック積み等
8-2 ALCパネル工事	□ 1 ALCパネル規格	・パネル規格はJIS A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)) に基づいていることを確認。 ・目地鉄筋はSR-235-9φ又はSD295A-D10であることを確認。 ・取付金物でパネルに接する鋼製面の表面処理は、亜鉛めっきF種であることを確認。(標仕表14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっきの種別)参照。 ・下地鋼材及び開口補強材で使用される錆止め塗料はA種又はB種であることを確認。(標仕表18.3.1 鉄鋼面錆止め塗料の種別)参照。	施工計画書 施工図 出荷証明書 試験成績書等 工事写真	標仕8.4.2 材料 標仕14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき 標仕18.3.2 塗料種別

1/2

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

8-2

2/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
ALCパネル工事	□ 2 割り付け図	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁パネル構法における耐風圧性能及び耐震性能を確認。 ・割り付け図において最小のパネル幅が300mm以上であることを確認。 ・接合部の目地は伸縮調整目地とし、目地幅を確認。 ・外壁パネル構法がB種の場合、受金物はパネル積上げ段数5段以下ごとに設けることを確認。 (監理指針8章4節 図8.4.1ALCパネル工事の作業の流れ)参照。 ・外壁パネル構法・間仕切壁パネル構法における耐風圧性能及び耐震性能を確認。 	施工計画書 施工図	監理指針8章4節 8.4.1 一般事項 他 標仕8.4.3 外壁パネル構法 標仕8.4.4 間仕切壁パネル構法
	□ 3 目地モルタル調合	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタルの調合(1:3.5)を確認。(標仕表8.4.1 モルタルの調合(容積比)) ・外壁パネル構法がA種の場合及び間仕切り壁パネル工法がC種の場合、パネルとスラブが取り合う部分の隙間は、モルタルとパネルの隙間に絶縁材が設置されていることを確認。 	調合計画書 施工計画書 施工図	標仕8.4.2 材料 標仕8.4.3 外壁パネル構法 標仕8.4.4 間仕切壁パネル構法
	□ 4 下地鋼材・開口補強材	<ul style="list-style-type: none"> ・下地鋼材及び開口補強鋼材はJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)のSS400であることを確認。 	施工計画書 施工図 ミルシート 工事写真	標仕8.4.2 材料
	□ 5 取付け構法(A種、B種、C種、D種、E種、F種)	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け構法を確認。 ・外壁A種(縦壁ロッキング構法)及び外壁B種(横壁アンカー構法)は(標仕表8.4.2 外壁パネル構法の種別)を参照。 ・間仕切壁C種(縦壁ロッキング構法)、間仕切壁D種(横壁アンカー構法)及び間仕切壁E種(縦壁フットプレート構法)は(標仕表8.4.3 間仕切壁パネル構法の種別)を参照。 ・屋根及び床パネルF種は(敷設筋構法(標仕表8.4.4 屋根及び床パネル構法の種別))を参照。 	施工計画書 施工図 工事写真	標仕8.4.3 外壁パネル構法 標仕8.4.4 間仕切壁パネル構法 標仕8.4.5 屋根及び床パネル構法

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

8-3

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
押出成形セメント板(ECP)工事	□ 1 ECP規格	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル材料はJIS A 5441(押出成形セメント板(ECP))に基づいていることを確認。 ・外壁及び間仕切り壁の材料が耐風圧性能及び耐震性能を満たしていることを確認。 ・外壁及び間仕切り壁の材料が建築基準法に基づく耐火構造が同法施行令第107条(耐火認定番号)に適合していることを確認。 ・外壁パネル構法の場合、パネル幅が300mm以上であることを確認。 ・外壁パネル構法がB種の場合、受金物はパネル積上げ段数3枚以下ごとに設けることを確認。 (監理指針8章5節 図8.5.1 押出成形セメント板工事の作業の流れ)参照。 	施工図 出荷証明書 試験成績書等	監理指針8章5節 8.5.1 一般事項 他 標仕8.5.2 材料 標仕8.5.3 外壁パネル構法 標仕8.5.4 間仕切壁パネル構法 標仕8.5.5 溝掘り及び開口部の措置
	□ 2 目地	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁パネル構法の場合、パネル相互の目地幅が長辺の目地幅は10mm以上、短辺の目地幅は15mm以上であることを確認。また、出隅及び入隅のパネル接合目地は伸縮調整目地であることを確認。 ・間仕切り壁パネル構法の場合、防火区画で用いる場合、取付金物に必要な耐火性能を有する被覆があることを確認。 ・開口部の寸法及び位置がパネル幅に合わせてあり、補強材を設けていることを確認。 	施工計画書 施工図 工事写真	
	□ 3 取付け工法(A種、B種、C種)	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け工法を確認。 外壁A種(縦張り工法(ロッキング方式))、外壁B種及び間仕切壁B種(横張り工法(スライド方式))(標仕表8.5.1 外壁パネル工法の種別)参照。 ・間仕切壁C種(間仕切壁縦張り工法(標仕表8.5.2 間仕切壁パネル工法の種別))参照。 	施工計画書 施工図 工事写真	

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

建築工事編

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

9-1

1/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
防水工事	□ 1 防水種別・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト防水、シート防水、塗膜防水、塗布防水及びケイ酸質系塗布防水、シーリング工事の工法を確認。 ・アスファルト防水の保護コンクリート内に敷設する溶接金網は、JISG3551(溶接金網及び鉄筋格子)に基づき、鉄線の径が6mm、網目寸法100mmであることを確認。 ・使用材料の搬入に際し、その種類、搬入量、製造業者名、製造年月日、貯蔵有効期間及び試験成績表等が監督員に承諾を受けていることを確認。 	施工計画書 出来形図 使用数量表 試験成績表 納品書 工事写真	標仕9.1.1 一般事項 標仕9.2.2 材料 JASS8 メンブレン防水工事1.5 施工管理
	□ 2 下地平滑度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・防水層の平場下地が平滑であることを確認。(勾配1/50～1/20) ・下地がモルタル塗りの場合は、床及び立上りの塗厚は15mm以上であることを確認。 	施工計画書 出来形図	標仕9.2.4 施工 他 標仕15.3.3 調合及び塗厚 JASS8 1.3 防水下地の基本要件
	□ 3 下地乾燥度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・下地が十分乾燥していることを確認。 ・コンクリート下地が含水率8%以下であることを確認。 	施工計画書 記録 工事写真	監理指針9章2節 9.2.4 施工 他 JASS8 1.3 防水下地の基本要件 他
	□ 4 施工気温管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時に気温が著しく低下した場合に施工していないか確認。 	施工計画書 記録 工事写真	監理指針9章2節 9.2.4 施工 他 JASS8 1.3 防水下地の基本要件 他
	□ 5 使用量確認	<ul style="list-style-type: none"> ・各工程の材料・工法の使用量を確認。 2節アスファルト防水 <ul style="list-style-type: none"> ・(標仕表9.2.3 屋根保護防水密着工法の種別及び工程) ・(標仕表9.2.4 屋根保護防水密着断熱工法の種別及び工程) ・(標仕表9.2.5 屋根保護防水絶縁工法の種別及び工程) ・(標仕表9.2.6 屋根保護防水絶縁断熱工法の種別及び工程) ・(標仕表9.2.7 屋根露出防水絶縁工法の種別及び工程) ・(標仕表9.2.8 屋根露出防水絶縁断熱工法の種別及び工程) ・(標仕表9.2.9 屋内防水密着工法の種別及び工程) 参照。 	施工計画書 出来形図 使用数量表 納品書 工事写真	共仕第1編1.8.1 工事の記録等 以下各節 防水層の種別及び工程 他 2節アスファルト防水 標仕9.2.3 3節改質アスファルトシート防水 標仕9.3.3 4節合成高分子系ルーフィングシート防水 標仕9.4.3 5節塗膜防水 標仕9.5.3 6節ケイ酸質系塗布防水 標仕9.6.3

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

建築工事編

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
9-1 2/4 防水工事	□ 5 使用量確認	3節改質アスファルトシート防水 ・ (標仕表9.3.1 屋根露出防水密着工法の種別及び工程) ・ (標仕表9.3.2 屋根露出防水絶縁工法の種別及び工程) ・ (標仕表9.3.3 屋根露出防水絶縁断熱工法の種別及び工程) 参照。 4節合成高分子系ルーフィングシート防水 ・ (標仕表9.4.1 合成高分子系ルーフィングシート防水工法の種別及び工程) 参照。 ・ (標仕表9.4.2 合成高分子系ルーフィングシート防水工法(断熱工法)の種別及び工程) 参照。 ・ (標仕表9.4.3 合成高分子系ルーフィングシート防水工法(屋内保護密着工法)の種別及び工程) 参照。 5節塗膜防水 ・ (標仕表9.5.1 ウレタンゴム系塗膜防水工法の種別及び工程) ・ (標仕表9.5.2 ゴムアスファルト系塗膜防水工法の種別及び工程) 参照。 6節ケイ酸質系塗布防水 ・ (標仕表9.6.1 ケイ酸質系塗布防水工法の種別及び工程) 参照。	施工計画書 出来形図 使用数量表 納品書 工事写真	共仕第1編1.7.1 工事の記録 以下各節 防水層の種別及び工程 他 2節アスファルト防水 標仕9.2.3 3節改質アスファルトシート防水 標仕9.3.3 4節合成高分子系ルーフィングシート防水 標仕9.4.3 5節塗膜防水 標仕9.5.3 6節ケイ酸質系塗布防水 標仕9.6.3
	□ 6 工法毎の適正な施工、出隅、入隅等増張	・ 各工法の下地処理から仕上げまでの施工経過を確認。 ・ 出隅、入隅、ドレーン等の増張を確認。 ・ ルーフィング類の出隅、入隅、立上りの出隅及び立上りの入隅の増張りを確認。 (標仕表9.2.10 出隅、入隅、立上りの出隅及び立上りの入隅の増張りの適用部位) 参照。 ・ 幅方向、長手方向の重ね幅、押さえ金物がある場合は間隔を確認。	施工計画書 施工図 工事写真	2節アスファルト防水 標仕9.2.4 施工 3節改質アスファルトシート防水 標仕9.3.4 施工 4節合成高分子系ルーフィングシート防水 標仕9.4.4 施工 5節塗膜防水 標仕9.5.4 施工 他
	□ 7 モルタル押え	・ 保護コンクリートの厚さ及びモルタル塗り厚さ、伸縮目地、屋上排水溝の設置状況を確認。	施工計画書 工事写真	標仕9.2.5 保護層等の施工

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

9-1

3/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
防水工事	<input type="checkbox"/> 8 シーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・シーリング材はJIS A 5758 (建築用シーリング材)に基づいていることを確認。 ・特記仕様書に記載されている種類のシーリング材が指定された箇所に施工されていることを確認。 ・有効期間を確認。 ・被着体の組み合わせとシーリング材の種類を確認。(標仕表9.7.1 被着体の組合せとシーリング材の種類)参照 ・目地寸法を確認。 ・コンクリート打継及び、ひび割誘発目地は、幅20mm以上、深さ10mm以上とし、ガラス回りの目地は幅・深さとも5mm以上、それ以外は幅・深さとも10mm以上であることを確認。 ・接着性試験(外部に面するシーリング材)有無、有の場合は結果を確認。 ・監督員が承諾した試験成績書の確認。 ・2成分形シーリング材は、各ロット毎のサンプリング試料結果を確認。 ・施工時におけるプライマーの被着体の温度管理結果を確認。 ・プライマーの塗布及び充填時に被着体が5℃以下又は50℃以上になる場合は作業を中止していることを確認。 	施工計画書 試験成績書等 使用数量表 工事写真	標仕9.7.2 材料 標仕9.7.3 目地寸法 標仕9.7.4 施工 標仕9.7.5 シーリング材の試験
	<input type="checkbox"/> 9 伸縮調整目地	<ul style="list-style-type: none"> ・目地の隙間、打残し、気泡が入っていないことを確認。 ・アスファルト防水の保護層に成形伸縮目地材を設ける場合、キャップ幅は25mm、本体はキャップ幅は80%以上、保護コンクリートの上面から下面にまで達していることを確認。(標仕表9.2.1 成形伸縮目地材の品質)参照。 	施工計画書 工事写真	標仕9.2.2 材料 標仕9.2.5 保護層等の施工
	<input type="checkbox"/> 10 防水保証書	<ul style="list-style-type: none"> ・保証内容及び期間を確認。 	保証書	共仕第2編1.1.4 完成図等
	<input type="checkbox"/> 11 防水施工履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・施工年度及び施工業者の名称を確認。 	工事写真	共仕第1編1.3.7 施工履歴

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

9-2
4/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
屋根コンクリート防水工事	<input type="checkbox"/> 1 屋根スラブ補強配筋	・隅角部に隅角の2等分方向に径13mm以上、長さ2m以上の鉄筋3本配筋されているかを確認。(共仕第2編図9.7.1 屋根スラブの配筋) 参照	施工計画書 工事写真	共仕第2編9.8.3 屋根スラブの配筋
	<input type="checkbox"/> 2 スランブ	・スランブ18cm以下を確認。	施工計画書 配合計画書 納入書 工事写真	共仕第2編9.8.2 材料
	<input type="checkbox"/> 3 ベースコンクリートスランブ (流動化コンクリート使用の場合)	・スランブ12cm以下を確認。	施工計画書 配合計画書 納入書 工事写真	
	<input type="checkbox"/> 4 単位セメント量	・単位セメント量280kg/m ³ 以上を確認。	配合計画書 納入書	
	<input type="checkbox"/> 5 水セメント比	・水セメント比55%以下を確認。	配合計画書 納入書	
	<input type="checkbox"/> 6 クラック防止用溶接金網重ね	・溶接金網はJISの規格品として、編目の寸法100mm、鉄線の径3.2mm重ねは1目以上を確認。	工事写真	共仕第2編9.8.2 材料
	<input type="checkbox"/> 7 かぶり厚	・鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ44~47mmを確認。(共仕第2編図9.7.2 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ) 参照。	工事写真	共仕第2編9.8.3 屋根スラブの配筋
	<input type="checkbox"/> 8 金ごて仕上げ	・セメント及び水を散布していないことを確認。	工事写真	共仕第2編9.8.4 工法
	<input type="checkbox"/> 9 養生方法	・防水材製造所の仕様であること。	工事写真	共仕第2編9.8.5 養生

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
10 石工事 1/3	□ 1 割付け図(目地割)	<ul style="list-style-type: none"> ・石材の割付けを確認。(水平打継ぎ部、異種下地、開口部回り) ・石材の加工で合端の見え隠れ部分は、15mm以上を見え掛りと同程度であることを確認。 ・材料が天然石の場合、石材の形状は矩形であり、石材の1枚の面積が0.8㎡以下であることを確認。 ・テラゾブロック及びテラゾタイルはJIS A5411として、大理石の厚さは1.5～12mmであることを確認。 	施工図 出荷証明書 工事写真	監理指針10章1節 10.1.1 一般事項 他 標仕10.1.3 施工一般 標仕10.2.1 石材
	□ 2 石材の材料関係 仕上げ工法・下地面の寸法精度	<ul style="list-style-type: none"> ・石材を取り付ける下地面の寸法精度を確認。(標仕表10.1.1 部位及び工法ごとの下地面の寸法精度)参照。 ・工法を確認し、石材の仕上げの種類、加工状態、加工手段、仕上げの方法、加工前の石厚の目安、石材の種類を確認。(標仕表10.2.1 石材の粗面仕上げの種類と加工状態)参照。 ・石材の磨きが必要な場合、仕上げの種類、加工状態、石材の種類を確認。(標仕表10.2.2 石材の磨き仕上げの種類)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 工事写真	標仕10.1.3 施工一般 標仕10.2.1 石材 3節 外壁湿式工法 標仕10.3.3 施工 4節 内壁空積工法 標仕10.4.3 施工 5節 外壁乾式工法 標仕10.5.3 施工 6節 床及び階段の石張り 標仕10.6.2 床の石張り 標仕10.6.3 階段の石張り 7節 特殊部位の石張り 標仕10.7.2 笠木、甲板等の石張り 標仕10.7.3 隔て板
	□ 3 取付金物	<ul style="list-style-type: none"> ・引金物、ファスナー、だぼ及びかすがいの材質を確認。(標仕表10.2.3 外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物の種類並びに寸法、標仕表10.2.4 外壁乾式工法用金物の種類、形状、寸法等)参照。 ・引金物緊結用鉄筋は、外壁湿式工法及び内壁空積工法の場合は異形鋼棒D10としてA種錆止め塗料1回塗りを確認。 ・アンカーの材質及び寸法を確認。 	施工計画書 出荷証明書 試験成績書等 工事写真	標仕10.2.2 取付け金物

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

10
2/3

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
石工事	□ 3 取付金物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔て板用金物の場合だばは、SUS304製で径5mm、埋込長さ30mm以上の加工物であることを確認。 ・ 隔て板上端の補強に使用するかすがいは、SUS304製で径6mm、働き長さ60mm、埋込長さ20mm以上の加工物であることを確認。 	施工計画書 出荷証明書 試験成績書等 工事写真	標仕10.2.2 取付け金物
	□ 4 石材の工法 有効厚さ等の寸法精度	<p>3節 外壁湿式工法(石厚70mm以下の石材を湿式工法で1階の腰壁、根石部分等に取り付ける場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石材の有効厚さは、25mm以上であることを確認。 ・ 一般目地幅(シーリング材含む)は6mm以上あることを確認。 ・ 引金物用の穴(両端部から100mm程度)及びだば用の穴(両端部から150mm程度)は石材の上端の横目地合端に2箇所あることを確認。 <p>4節 内壁空積工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが4m以下で石材の有効厚は、20mm以上であることを確認。 ・ 石材の幅が900mm以下の場合、縦目地位置ごとに長さ150mmの受金物を使用していることを確認。 ・ かすがいは、出隅部の上端横目地合端に設けていることを確認。 ・ 伸縮目地は6mごと設けられていることを確認。 ・ 引金物と下地の緊結部分は、石材の裏面と下地面との間に50×100mm程度に取付け用モルタルを充填被覆していることを確認。 ・ 床面から高さ1.8mまでの石材には、石材の幅が1200mm以上の場合、横目地合端の上端中央に100×100mm程度の取付け用モルタルを充填補強をしていることを確認。 ・ 床面から高さ1.8mまでの石材には、石材の高さが1000mm以上の場合、縦目地合端の片側中央に100×100mm程度の取付け用モルタルを充填補強をしていることを確認。 ・ 裏込めモルタルは幅木裏の全面に充填し、また、幅木のない場合は最下部の石材の裏面に高さ100mm程度の取付け用モルタルを充填していることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真	<p>3節 外壁湿式工法</p> 標仕10.3.2 材料 標仕10.3.3 施工 <p>4節 内壁空積工法</p> 標仕10.4.2 材料 標仕10.4.3 施工 <p>5節 外壁乾式工法</p> 標仕10.5.2 材料 標仕10.5.3 施工 <p>7節 特殊部位の石張り</p> 標仕10.7.2 笠木、甲板等の石張り 標仕10.7.3 隔て板

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典		
10 石工事 3/3		<p>5節 外壁乾式工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石材の有効厚さは、外壁の場合30mm以上、70mm以上であり、高さ31m以下の建物の外壁で使用されていることを確認。 ・外壁使用については、建築基準法に基づく風圧力に対応していることを確認。 ・引金物用の穴の位置、箇所、端あき寸法を確認し、併せてだぼ用の穴が板厚方向の中央に配していることを確認。 ・一般目地幅(シーリング材含む)は8mm以上あることを確認。 	<p>施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真</p>	<p>3節 外壁湿式工法 標仕10.3.2 材料 標仕10.3.3 施工</p> <p>4節 内壁空積工法 標仕10.4.2 材料 標仕10.4.3 施工</p> <p>5節 外壁乾式工法 標仕10.5.2 材料 標仕10.5.3 施工</p> <p>7節 特殊部位の石張り 標仕10.7.2 笠木、甲板等の石張り 標仕10.7.3 隔て板</p>		
	□ 5 床及び階段、特殊部位の石張り 一般目地、伸縮目地	<p>6節 床及び階段の石張り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床の石張りの取付け代は、石材の厚みが50mm以下の場合は35mm程度、50mmを超える石割等の場合は60mm程度であることを確認。 <p>7節 特殊部位の石張り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠木、甲板等の取付が湿式工法の場合は、笠木の長さは900mm程度とし、目地合端の片側にだぼが取り付けてあることを確認。 ・隔て板の石材の厚さが40mmであることを確認。 			<p>施工計画書 施工図 出来形図 工事写真</p>	<p>6節 床及び階段の石張り 標仕10.6.2 床の石張り 標仕10.6.3 階段の石張り</p> <p>7節 特殊部位の石張り 標仕10.7.2 笠木、甲板等の石張り</p>
	□ 6 セメントモルタル	<ul style="list-style-type: none"> ・調合を確認。(標仕表10.2.5 セメントモルタルの調合(容積比))参照。 ・白色系の大理石を使用する場合はセメントを白色ポルトランドセメント、砂を寒水石粒等としていることを確認。 				

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
11 1/2	□ 1 割付け図(伸縮調整目地、ひび割れ誘発目地)	<ul style="list-style-type: none"> ・下地のひび割れ誘発目地、打ち継ぎ目地及び構造スリットの位置、並びに他部材との取り合い部の伸縮調整目地を確認。(標仕表11.1.1 伸縮調整目地と及びひび割れ誘発目地の位置)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真	監理指針11章 2節 セメントモルタルによるタイル張り 11.2.1 一般事項 3節 有機系接着剤によるタイル張り 標仕11.3.1 一般事項 他 標仕11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
	□ 2 セメントモルタルによるタイル張り工法	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルの品質はJIS A5209に基づき、タイルの形状、寸法、耐凍害性、耐滑り性等が仕様とあっていることを確認。 ・張り付けモルタルの細骨材の大きさを確認。(標仕表11.2.1 細骨材の大きさ)参照。 ・張付けモルタル保水剤の使用量所定の使用量を超えていないかを確認し、監督員に提出した実績等の資料を併せて確認。 ・モルタルの調合結果を確認し、練り混ぜたモルタルを60分以内で使用していることを併せて確認。(標仕表11.2.2 モルタルの調合(容積比))参照。 ・施工期間の気温が5℃超であることを確認。 ・下地清掃後に乾燥の程度に応じて吸水調整をおこなったことを確認。 ・床タイルの張り付けモルタルの塗厚はユニットタイルは3～5mm、その他は5～7mmとし、1回の塗り付け面積を2㎡/人以下となっていることを確認。 ・床タイルの施工後3日間は養生を行ったことを確認。 ・壁タイル張りのモルタルの塗り厚を確認。(標仕表11.2.3 セメントモルタルによるタイル張り工法と張付けモルタルの塗厚)参照。 ・壁タイル密着張りの化粧目地の目地深さはタイルの1/2以下であることを確認し、1回の塗り付け面積を2㎡/人以下となっていることを併せて確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真	2節 セメントモルタルによるタイル張り 標仕11.2.2 材料 標仕11.2.3 張り付け用材料等 標仕11.2.5 張り付けモルタルの調合 標仕11.2.6 施工 標仕11.2.7 養生等及び清掃

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

11
2/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
11 2/2 タイル工事	□ 3 有機系接着剤によるタイル張り工法	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルの品質はJIS A5209に(セラミックタイル)に基づき、タイルの形状、寸法、耐凍害性、耐滑り性等が仕様とあっていることを確認。 ・内装タイル接着剤張りに使用する有機系接着剤はJIS A5548(セラミックタイル張り内装用有機系接着剤)に基づくことを確認。 ・吹き抜け部分等において湿気の影響がある場合の接着剤の種類を確認。(標仕表11.3.1 有機系接着剤の種類と施工箇所)参照。 ・屋外に使用する有機系接着剤はJIS A5557(外装タイル張り用有機系接着剤)に基づく一液反応硬化形シリコン樹脂系であることを確認し、モルタルの調合結果を併せて確認。(標仕表11.2.2 モルタルの調合(容積比))参照。 ・施工期間の気温が5℃超であることを確認。 ・下地清掃後に下地が十分に乾燥していることを確認。 ・タイル工事に用いるシーリング材はJIS A5758(建築用シーリング材)に基づき、打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地のシーリング材はポリウレタン系シーリング材、伸縮調整目地その他の目地が変性シリコン系シーリング材であることを確認。 ・壁タイル張りの材料の使用量を確認。(標仕表11.3.2 有機系接着剤によるタイル張り工法と張付け材料の使用量)参照。 ・外装タイル接着張りの目地幅が3mm以下の場合、接着剤がくし目状態であることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真	3節 有機系接着剤によるタイル張り 標仕11.3.2 材料 標仕11.3.3 張付け用材料 標仕11.3.4 シーリング材 標仕11.3.5 施工
	□ 4 施工後の確認及び試験	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル施工全面の打診結果を確認。 ・接着力試験は試験体を100㎡ごと及びその端数につき1個以上、かつ、全体で3個以上の結果を確認。(標仕表11.1.2 引張接着強度及び破壊状況)参照。 	施工計画書 試験成績書等 報告書 工事写真	標仕11.1.7 施工後の確認及び試験

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
12 木工事・木造 工事	□ 6 アンカーボルトの埋込み	<ul style="list-style-type: none"> ・軸組工法のアンカーボルトの埋込み位置が間隔2.7m以内、コンクリートへの定着長さ240mm以上(土台の上端においてナットの外にねじ山が3山以上)であることを確認。 ・引き寄せ専用アンカーのコンクリートへの埋込長さは360mm以上あることを確認。 	施工計画書 工事写真	共仕第2編12-2.2.8 アンカーボルト " 12-2.2.9 引き寄せ専用 アンカーボルト
	□ 7 軸組工法の接合具及び接合金物等	釘打ち工法の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・釘は、JISA5508(くぎ)による材質であり、長さの表示が無い場合は、打ち付ける材厚の2.5倍以上であることを確認。 (1)床組みの工法を確認。(共仕第2編表12-2.3.7)を参照。 (2)軸組みの工法を確認。(共仕第2編表12-2.3.8)を参照。 ・軸組の柱の柱脚及び注頭の仕口を確認。(共仕第2編表12-2.3.9)を参照。 ・軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法を確認。(共仕第2編表12-2.3.10)を参照。 (3)大壁造の面材耐力壁の構造用合板及び各種ボード類の面材耐力壁の種類、材料、工法等を確認。(共仕第2編表12-2.3.11)を参照。 (4)真壁造の面材耐力壁は、(共仕第2編表12-2.3.12)による受材を用いる場合(受材タイプ)及び(共仕第2編表12-2.3.13)による貫を用いる場合(貫タイプ)に区分し、施工していることを確認。 また、小屋組みの工法は(共仕第2編表12-2.3.14)による施工であることを確認。 ※上記表で用いる材料は(共仕第2編12-2.3木材)による。 (5)屋根野地、軒回りその他の工法は、(共仕第2編表12-3.15)を参照。 ※上記表で用いる材料は(共仕第2編12-2.3木材)による。 ・造作材の釘打ちは、下地材又は木れんがと交差する箇所に施工されていること、造作材が下地材と平行する場合は、端部から逃げた位置から間隔300～400mm程度で施工されていることを確認。 ・諸金物の形状、寸法及び材質を確認。(標仕表12.2.3 かすがい)、(標仕表12.2.4 座金)、(標仕表12.2.5 箱金物及び短冊金物)参照。 	施工計画書 施工図 出荷証明書 工事写真	共仕第2編12章の2 3節 軸組工法工事 12-2.3.1 適用範囲 " 12-2.3.4 接合具及び接 合金物等 " 12-2.3.5 工法 標仕12.2.2 接合具等
	□ 8 ホルムアルデヒド放散量	<ul style="list-style-type: none"> ・材料のホルムアルデヒド放散量が☆☆☆☆の材料であることを確認。 	施行計画書 出荷証明書 工事写真	標仕12.2.1 木材
	□ 9 集成材等級・国交大臣基準適合	<ul style="list-style-type: none"> ・大断面集成材工法工事 等級及び国土交通大臣基準の内容を確認。 	施工計画書	共仕第2編12-2.4.6 集成材等 国土交通大臣基準 告示1452号

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
12 3/3 木工事・木造 工事	□ 10 接着接合・試験	<ul style="list-style-type: none"> ・構造用集成材に構造用接着剤を用いて、工事現場で二次接着により製作された接合部材は、技能資格者の管理に基づき、接着及び圧縮めがされたことを確認し、併せて接合部の接着力試験結果を確認。(接合部の試験体が採取できない場合は、同様の比較対象試験体を用いる。) ・接着処理の対象となる木材の平均含水率は14%以下とし、接着される2材の含水率の差は5%以下であることを確認。 	施工計画書 試験成績書等 報告書 工事写真	共仕第2編12-2.4.18 接着処理
	□ 11 ドリフトピン接合	<ul style="list-style-type: none"> ・大断面集成材工法工事 2面せん断接合を確認。 ・ドリフトピンの材質は(共仕第2編12-2.4.7接合金物等)のSS400とし、形状等はJISG3191(熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差)の丸鋼であることを確認。 	施工計画書 施工図 工事写真	共仕第2編12-2.4.13 ドリフトピン接合
	□ 12 アンカーボルトの保持及び埋込み工法(A種、B種)、位置ズレ±5mm	<ul style="list-style-type: none"> ・大断面集成材工法工事 保持及び埋込み工法の種別を確認。(共仕第2編表12-2.4.2)参照。 ・通り心とアンカーボルトの位置ずれを確認。(共仕第2編表12-2.4.3)参照。 	施工計画書 施工図 工事写真	共仕第2編12-2.4.10 アンカーボルト
	□ 13 柱底均しモルタルの工法種別(A種、B種)	<ul style="list-style-type: none"> ・大断面集成材工法工事 工法の種別を確認。(共仕第2編表12-2.4.4)参照。 	施工計画書 施工図 工事写真	

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

13
1/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
13 1/2 屋根及び びとい 工事	□ 1 長尺金属板葺	<p>・各屋根工法において建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応していることを確認。</p> <p>2節 長尺金属板葺</p> <p>・長尺金属板の種類及びコイルの種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等を確認。(標仕表13.2.1 長尺金属板の種類)参照。</p> <p>・留付け用部材は、屋根材に応じ、亜鉛めっきを施した鋼製又はステンレス製であることを確認。</p> <p>・下葦材がJIS A6005 (アスファルトフイグフェルト)に基づくアスファルト940又は改質アスファルトルーフィング下葦材であることを確認。(標仕表13.2.2 改質アスファルトルーフィング下葦材の品質)参照。</p> <p>・下葦工法は、野地面上に軒先と平行に敷き込み、軒先から上へ向かって張り上下方向は100mm以上、左右方向は200mm以上重ね合わせることを確認。</p> <p>・下葦は、横方向の継目位置を重ねていないことを確認。</p> <p>・棟部は下葦材を250mm以上の左右折り掛けとした後、棟頂部から一枚もので左右300mm以上の増張りを行っていることを確認。</p> <p>・谷部は一枚もので左右300mm以上の下葦材を先張りし、その上を下葦材を左右に重ね合わせ、谷底から250mm以上延ばしていることを確認。</p> <p>・ステーブルによる仮止めを行っていないことを確認。</p> <p>・壁面との取り合い部は、下葦材を壁面に沿って250mm以上、かつ、両押さえ上部部から50mm以上立ち上げていることを確認。</p>	<p>施工計画書 法適合検討資料 施工図 出荷証明書 工事写真</p>	<p>2節 長尺金属板葺 標仕13.2.2 材料 標仕13.2.3 工法</p>
	□ 2 折板葺	<p>3節 折板葺</p> <p>・折板の材料はJIS A6514 (金属製折板屋根構成材)に基づく他、形式、山高、山ピッチ、耐力及び材料による区分並びに厚さ、断熱材の種類、厚さ、防火性能等の他、表面処理の仕様をそれぞれ確認。</p> <p>・建築基準法に基づく風圧力及び耐雪性能に対応している工法であることを確認。</p> <p>・特記が無い場合、パッキンが厚さ5mm以上のブチルゴム若しくはクロロプレンゴム製又は厚さ6mm以上のアスファルト若しくはポリプロピレン樹脂含浸ポリエステル繊維フェルト製であることを確認。</p> <p>・特記が無い場合、タイトフレームと下地材との接合は、隅肉溶接とし、亜鉛めっき鋼面錆止めA種を施工したことを確認。</p> <p>・特記が無い場合、折板のけらば包みは、1.2m以下の間隔で下地に取付、その継手の重ねは、60mm以上あることを確認。</p>	<p>施工計画書 法適合検討資料 施工図 出荷証明書 工事写真</p>	<p>3節 折板葺 標仕13.3.2 材料 標仕13.3.3 工法</p>

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

13
2/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
屋根及び びと い工事	□ 3 化粧スレート葺及び厚形スレート葺き	3-1節 化粧スレート葺及び厚形スレート葺き ・材料について化粧スレート(平形)及び同(波形)が、JIS A5423、厚形スレートが、JIS A5402であることを確認。 ・下葺材がJIS A6005によるアスファルトルーフィング940であることを確認。	施工計画書 法適合検討資料 施工図 出荷証明書 工事写真	共仕第2編13.3-1.2 材料 " 13.3-1.3 工法
	□ 4 専門工事業者	・屋根葺工法に応じた専門工事業者(必要経年数5年)による直接施工であるかを確認。	施工計画書 関係資格証写 試験成績書等 工事写真	共仕第2編13.1.4 施工業者の選定
	□ 5 施工品質に関する社内規定の有無	・施工品質に関する社内規定等を確認。	施工計画書 社内規定等	
	□ 6 鋼管・塩ビ縦とい下がり止め	・といの材種等を確認。(標仕表13.5.1 といその他)参照。 ・下がり止め施工の状況を確認。	施工計画書 施工図 工事写真	標仕13.5.2 材料 標仕13.5.3 工法
	□ 7 とい受金物間隔・防露材	・とい受金物の取付け間隔(多雪地域は軒どいの取付間隔は500mm以下)を確認。(標仕表13.5.2 とい受金物及び取付け間隔)参照。 ・防露材のホルムアルデヒド放散量がF☆☆☆☆であること、及び防露に用いる材料を確認。(標仕表13.5.3 防露材)参照。 ・鋼管性といの継手が、排水管継手又は溶接継手であるかを確認。 また、溶接継手の場合、管の接続後のねじ切り部及び溶接箇所B種の錆止め塗りがされていることを確認。 ・鋼管性といが、防火区画を貫通する場合、とい周囲の隙間にモルタル又はロックウール保温材を充填していることを確認。 (標仕表13.5.4 鋼管製といの防露巻き)参照 ・硬質塩化ビニル雨どいのとい受金物の形式が輪鉄を丁番造りとし、足金物に輪鉄を小ボルト2本締めされていること確認。 ・硬質塩化ビニル雨どいのたてとい受金物の取付は、コンクリート下地の場合は、足金物を割りつめ折りとして深さ60mm程度埋め込み、鉄骨下地の場合は溶接又は小ボルト留めとなっていることを確認。		

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

14

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
金属工事	□ 1 製品の品質規格	・設計図書と照らし合わせて、材料、所定の形状及び寸法を確認。	施工計画書 施工図 出荷証明書 工事写真	標仕14. 1. 2 基本要品品質
	□ 2 表面処理、皮膜種別	・ステンレスの表面仕上げの種類を確認。 ・アルミニウム、アルミニウム合金の表面処理、皮膜を確認。 (標仕表14. 2. 1 表面処理の種別) 参照。	施工計画書 試験成績書等 工事写真	標仕14. 2. 1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
	□ 3 鉄鋼の亜鉛めっき種別	・鉄鋼の亜鉛めっきの種別、仕上り、欠陥部分の補修について確認。 (標仕表14. 2. 2 鉄鋼の亜鉛めっきの種別) 参照。 (標仕表14. 2. 3 溶融亜鉛めっき面の仕上り) 参照。 (標仕表14. 2. 4 溶融亜鉛めっき面の欠陥部分の補修) 参照	施工計画書 工事写真	標仕14. 2. 2 鉄鋼の亜鉛めっき
	□ 4 吊りボルト及びインサート等の間隔、端部間隔	・軽量鉄骨天井下地の野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔900mm程度を確認、周辺部は端からの距離150mm以内を確認。(標仕表14. 4. 2 野縁の間隔) 参照。	施工計画書 施工図 工事写真	標仕14. 4. 3 形式及び寸法
	□ 5 天井ふところ1.5m以上の場合	・天井ふところが1.5m以上の場合は、吊りボルトの水平補強、斜め補強が施工されているかを確認。	施工計画書 施工図 工事写真	標仕14. 4. 4 工法
	□ 6 ランナー固定間隔(端部を押さえる間隔900mm程度)	・軽量鉄骨壁下地のランナーの端部を押さえる間隔(900mm程度)と、打込みピン等で、床、梁下、スラブ下等に固定されているかを確認。	施工計画書 施工図 工事写真	標仕14. 5. 4 工法
	□ 7 加工・組立精度	・軽量天井下地の性能と寸法の許容差を確認。 (監理指針表14. 4. 2天井下地材の性能(JISA6517:2010を基に作成))、(監理指針表14. 4. 3天井下地材の構成部材の寸法(JISA6517:2010)) 参照。 ・軽量壁下地の性能と寸法の許容差を確認。 (監理指針表14. 5. 2壁下地材の性能を確認。(JISA6517:2010を基に作成))、(監理指針表14. 5. 3壁下地材の構成部材の寸法を確認。(JISA6517:2010)) 参照。	施工計画書 施工図 出来形図 工事写真	監理指針14章 金属工事 4節 軽量鉄骨天井下地 標仕 14. 4. 1 一般事項 5節 軽量鉄骨壁下地 標仕 14. 5. 1 一般事項
	□ 8 あと施工アンカー	・引抜き耐力の確認試験は1ロットに対し3本とし、結果を確認。	施工計画書 報告書 工事写真	標仕14. 1. 3 工法

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
15 1/5 左官工事	□ 1 塗厚・施工気温管理	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に用いる材料、仕上り面は所定の塗厚を有し、仕上げ場所の気温を確認。 ・気温が5℃以下の作業が行われていないことを確認。ただし、採暖等の養生を行い5℃以下においての作業があった場合は、具体的な養生方法について聞き取り確認。 	施工計画書 施工報告書	1節 共通事項 標仕15.1.2 基本要品品質 標仕15.1.4 施工一般 他
	□ 2 平滑度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・床の平坦さを確認。 	施工計画書 出来形図 施工報告書 工事写真	3節 モルタル塗り 標仕15.3.5 工法 4節 床コンクリート直均し仕上げ 標仕15.4.3 工法
	□ 3 モルタル塗り	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタル塗りの1回塗り厚は、床の場合を除き7mm以下であることを確認。 ・防水下地の床及び仕上りの塗り厚は15mm以上であることを確認。 ・仕上げ厚又は全塗り厚は、床の場合を除き25mm以下であることを確認。 また、壁面補修塗りの塗厚が25mmを超える場合は、下地処理においてSUS製アンカーピンを縦横200mm程度の間隔に打込み、SUS製鋼ラス等を施工していることを確認。(標仕表15.3.4 仕上げの種類)参照 ・下地調整塗材はJIS A6916(建築用下地調整塗材)を使用していることを確認。 ・特記が無い場合、床の目地の目地割り及び種類は、目地割2㎡程度、最大目地間隔を3m程度として目地の種類が押し目地であることを確認。 ・壁のタイル張り下地モルタル面の精度は、モザイクタイルでは2㎡につき3mm以下、小口平以上のタイルでは2㎡につき4mm以下であることを確認。 ・タイル接着剤張りの場合、セメント系下地調整厚塗材2種(下地調整塗材CM-2)2回塗り、総厚10mm以上であることを確認。 ・外装タイル接着剤張りの場合、仕上げは金ごて1回押えとし、その精度は1㎡につき3mm以下としていることを確認。 ・外壁のタイル伸縮調整目地に合わせて幅10mm以上の伸縮調整目地を設けていることを確認し、伸縮調整目地が、発泡合成樹脂板の類を用い、目地周辺から浮きが発生しないよう、構造体まで達していることを併せて確認。 ・細骨材の粒度を確認。(標仕表15.3.1砂の粒度)参照。 ・保水剤(メテルセルロース等の水溶性樹脂)の実績資料を確認。 ・吸水調整材の項目、品質、試験方法結果を確認。 (標仕表15.3.2 吸水調整材の品質)参照。 ・モルタル塗りの調合及び塗厚を確認。(標仕表15.3.3調合(容積比)及び塗厚の標準)参照。 	施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真 試験成績書等	3節 モルタル塗り 標仕15.3.2 材料 標仕15.3.3 調合及び塗厚 標仕15.3.4 下地処理 標仕15.3.5 工法

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
15 左官工事 2/5	□ 4 浮き、剥離確認	・外装タイル張り下地等の下地モルタルの硬化後、全面にわたり打診を行っているかを確認。	施工計画書 施工報告書 工事写真	2節 モルタル塗り 標仕15.3.5 工法
	□ 5 床コンクリート直均し仕上げ	・床面の仕上りの平坦さは、壁の幅木の張付け方向に、3mにつき3mm以内であることを確認。	施工計画書 配合計画書 出来形図 使用数量表 工事写真	4節 床コンクリート直均し仕上げ 標仕15.4.2 床面の仕上り
	□ 6 セルフレベリング材塗り	・セルフレベリング材塗りの標準塗り厚は10mm程度であることを確認。 ・下地処理は吸水調整材塗り2回が施工されていることを確認。 ・養生期間は、7日以上、低温の場合は14日以上とし、表面仕上材の施工までの期間が30日以内であることを確認。 ・セルフレベリングの材料を確認。(標仕表15.5.1セルフレベリング材の種類及び品質)参照。	施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真 試験成績書等	5節セルフレベリング材塗り 標仕15.5.2 材料 標仕15.5.3 調合及び塗厚 標仕15.5.4 下地処理 標仕15.5.5 工法
	□ 7 仕上塗材仕上	・仕上塗材はJIS A6909(建築用仕上塗材)を使用選定されていることを確認。 ・設計図書に定められた防火材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものであることを確認。 ・コンクリート面の下地調整について、スラブ下等の見上げ面及び厚付け仕上げ塗材仕上げを除き、下地の不陸調整厚さが1mm以下の場合は下地調整塗材C-1を塗り付け、不陸調整厚さが3mmを超えて10mm以下の場合は下地調整塗材CM-2を塗り付ける。通常は下地調整塗材C-2を1~2mm程度、平滑に塗り付けてあることを確認。 ・屋外に用いるALCパネル面の下地調整は下地調整塗材C-1又は下地調整塗材Eを全面に塗り付けてあることを確認。ただし、外装薄塗材S仕上げの場合は、下地調整塗材C-2を施工していることを確認。 ・押出成形セメント板面の下地調整は、日本建築学会規格JASS18M-201「反応形成樹脂シーラーおよび弱溶性剤系反応硬化形成樹脂シーラー」に基づく塗料を塗っていることを確認。 ・仕上塗材の種類、仕上の形状は(標仕表15.6.1仕上塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状及び工法(その1~3))参照。 ・複層仕上塗材の上塗材を確認。(標仕表15.6.2複層仕上塗材の上塗材の種類)参照。 ・モルタル下地の仕上げを確認。(標仕表15.6.3仕上塗材の種類に応じたモルタル下地の仕上げ)参照。	施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真 試験成績書等 (塗膜厚)	6節 仕上塗装仕上げ 標仕15.6.2 材料 標仕15.6.3 施工一般 標仕15.6.4 下地処理 標仕15.6.5 下地調整

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

15
3/5

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
左官工事	□ 8 シーリング面の仕上塗材仕上げ	・シーリング材の表面が乾燥したのちに行っているかを確認。 ・塗重ね適合性を確認。	施工計画書 工事写真	標仕15.6.3 施工一般 監理指針下巻P322
	□ 9 吹付け厚さ・所要量等の確認	・吹付けロックウールの厚さ及びかさ密度を確認。 (かさ密度の確認は建物1層あるいは、1,000㎡に付き5箇所とする。) ・防水形の仕上塗材及び軽量骨材仕上塗材の場合は、単位面積当たりの使用量を確認。	施工計画書 出荷証明書 使用数量表 工事写真	標仕15.6.7 所要量等の確認 監理指針下巻P327 " P359~360 監理指針15.12.5 施工後の確認 他
	□ 10 マスチック塗材塗り	・マスチック塗材塗りの塗重ね幅は、800mm程度としていることを確認。 ・工程や塗付け量を確認。(標仕表15.7.1マスチック塗材塗り)参照。	施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真	7節 マスチック塗材塗り 標仕15.7.2 材料
	□ 11 せっこうプラスター塗り	・せっこうプラスターの材料はJIS A6904(せっこうプラスター)に適合することを確認。 ・下地モルタル塗りは、コンクリート類の場合、吸水調整材をその製造所の仕様により全面に塗り、調合がセメント1:砂3(容積比)のモルタルを下地全面に厚6mm塗り付けてあることを確認。 また、ラス類の場合、調合がセメント1:砂3(容積比)のモルタルでラス付けに引き続いてラス面からモルタルを全面に厚6mm塗り付けてあることを確認。 ・吸水調整材は製造所の仕様適合しているか確認。 ・せっこうプラスター製造後4ヶ月以上経過したものは、使用不可であるため、製造年月日を確認。 ・壁施工の工程及び塗厚を確認。(標仕表15.8.1せっこうプラスター塗りの工程及び塗厚)参照。	施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真	8節せっこうプラスター塗り 標仕15.8.2 材料 標仕15.8.3 工程及び塗厚 標仕15.8.5 工法
□ 12 ドロマイトプラスター塗り	・ドロマイトプラスターの材料はJIS A6903(ドロマイトプラスター)に適合していることを確認。 ・下げおは、乾燥が十分で強じんな麻・しゅろ毛又はサイザルとし、 また、ちり回り用は、長さ350mm程度で100本の質量65g程度のあることを確認。 ・しゅろ毛及びパームは長さ150mm程度の仕様であることを確認。 ・天井・ひさしの平均塗厚は12mm以下であることを確認。 ・出入口や窓回り等の下げお打ちは、ちり回り用の下げおを150mm以下の間隔で1列に配列して施工していることを確認。 ・ドロマイトプラスターの調合・塗厚を確認。(標仕表15.9.1調合及び塗厚の標準)参照。	施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真	9節 ドロマイトプラスター塗り 標仕15.9.2 材料 標仕15.9.3 調合及び塗厚 標仕15.9.4 工法	

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ありますので、取扱に注意願います。

建築工事編

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
15 4/5	左官工事			
	<ul style="list-style-type: none"> □ 13 ロックウール吹付 (鉄骨工事における耐火被覆を除く) □ 14 ラス系下地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロックウール吹付材料は、JIS A9504 (人造鉱物繊維保温材) 及び建築基準法に基づく不燃材料の指定又は認定を受けていることを確認。 ・仕上げ吹付厚さ50mm以上でく離のおそれがある場合、亜鉛めっき鋼板製とんぼを5個/㎡以上取付であることを確認。 ・吹付後、7日間程度の自然乾燥を行っていることを確認。 ・吹付けロックウールの配合及び密度を確認。(標仕表15.12.1吹付けロックウールの配合(質量比)及び密度)を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真 試験成績書等(吹付厚) 	<ul style="list-style-type: none"> 12節 ロックウール吹付け 標仕15.12.2 材料 標仕15.12.3 配合及び密度等 標仕15.12.4 施工
		<ul style="list-style-type: none"> ・ラス系下地が、建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合は国土交通大臣がが定めた構造方法又は認定を受けたものであることを確認。 ・ラス系下地の場合ラスシートはJISA5524 (ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス)) に基づき耐力壁にはLS4であることを確認。 ・ステーブルはJISA5556 (工業用ステーブル) に基づき、ラス留め用のステンレス製としてリプラスの場合はL925TS以上、波形ラスの場合はL1019JS以上であることを確認。 二層下地通気構法の防水紙の施工 <ul style="list-style-type: none"> ・防水紙を改質アスファルトフェルトとし横張りしていることを確認。併せて張り直し継目を90mm以上重ねていることを確認。ステーブル継ぎ目は300mm程度であることを確認。 ・その他、ラスの施工では、ステーブルの留め付け間隔は縦横とも100mm以内とし、ラスの重ねは50mm以上となっていることを確認。 単層下地通気構法のラスの施工 <ul style="list-style-type: none"> ・ラスの留め付け上げは横方向へ千鳥とし、重ねを30mm以上60mm以内、通気胴縁上で行われていることを確認。 直張りラスモルタル下地の施工 <ul style="list-style-type: none"> ・ラスシートの張り方は、縦張りとし、斜め張りを行わないことを確認。 ・ラスシートの横方向の重ねは、角波1山重ね、縦方向の接合は30mm以上60mm以内で鉄板をラスのメッシュごとに、座金で固定されていることを確認。 ・留め付けの間隔は、ラスシートLS1を使用する場合、座金付きN38くぎを間隔200mm以内に平打ちされていることを確認。 ・LS2以上を使用する場合、座金付きCN50くぎを使用して、外周部は100mm間隔以内、中間部は150mm以内に平打ちしていることを確認。 ・下地の間隔は455mm程度以内であることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 配合計画書 出来形図 出荷証明書 使用数量表 工事写真 	<ul style="list-style-type: none"> 2節 下地 標仕15.2.4 ラス系下地

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
15 5/5	左官工事	<ul style="list-style-type: none"> □ 15 せっこうボード、その他のボード下地 <ul style="list-style-type: none"> ・せっこうボード、せっこうラスボードの材料は、JIS A6901(せっこうボード製品)に適合していることを確認。 ・木質系セメント板の材料は、JIS A5404(木質系セメント板)に適合していることを確認。 ・木毛セメント板の厚さは15mm以上で施工されていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 出荷証明書 工事写真 	2節 下地 標仕15.2.5 せっこうボード、 その他のボード下地
	□ 16 防水モルタル塗厚	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の塗り厚を10mm以下(総塗厚20mm)で施工していることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 工事写真 	共仕第2編15.13.2 材料、調 合、塗厚

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
 ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

16
1/7

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
16 1/7 建具工事	□ 1 施工図承諾・検査報告書	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に基づき施工図が作成され、監督員の承諾を受けていることを確認。 建具製品は、製作所の社内検査を行い、検査報告書が監督員に提出されていることを確認。 建具は、耐風圧性、気密性、水密性等に関して所定の性能を有していることを確認。また、所用の耐震性能を有していることを確認。 	施工計画書 施工図 検査報告書	共仕第2編16.1.2-2 施工図の作成 監理指針16.1.1 一般事項 JASS16 建具(P118) 標仕16.1.2 基本要品品質
	□ 2 工場組立て(参考)	<ul style="list-style-type: none"> 工場組立て完了後の対象部位と建具の寸法、許容差を確認。(JASS16表4.16工場組立て完了後の寸法許容差)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図	JASS16 建具(P190)
	□ 3 塗装種別確認	<ul style="list-style-type: none"> 溶接箇所の錆止め塗料種別を確認。 塗料の種別を確認。 	施工計画書 出荷証明書 工事写真	4節 鋼製建具 標仕16.4.4 形状及び仕上げ 5節 鋼製軽量建具 標仕16.5.4 形状及び仕上げ 7節 木製建具 標仕16.7.3 形状及び仕上げ 11節 重量シャッター 標仕16.11.4 形状及び仕上げ 12節 軽量シャッター 標仕16.12.4 形状及び仕上げ
	□ 4 防火戸認定	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣が定めた方法による製品(例示仕様)若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの(個別認定)のいずれかに適合していることを確認する。その際、個別認定の場合は認定番号と認定書の確認を併せて行う。 開閉装置の状況を確認。(扉等がある場合、指挟まれや建材の傷付け防止のため、扉等の戸当たり等が設けられていることを確認。) 煙感知器、熱感知器連動と連動している機構の可動状況を確認。 防火・防煙性能、水圧開放装置、保護装置の有無を確認。また、防煙シャッターの場合、遮煙性能試験に合格しているかを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 認定書等	監理指針16章建具工事 標仕16.1.3 防火戸
	□ 5 アルミニウム製建具 建具性能(A種、B種、C種 (コンクリート系下地 及び鉄骨下地)、D種、 E種(木下地))	<ul style="list-style-type: none"> 建具性能及び構造、製品の寸法許容差及び相対する辺寸法の差は、ドアセットの場合はJIS A4702(ドアセット)、サッシの場合はJIS A4706(サッシ)に適合していることを確認。 建具の取付精度は、許容差を±2mm～±3mmであることを確認。 枠、かまち等に用いるアルミニウム板の厚さは、1.5mm以上であることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 2節 アルミニウム製建具 標仕16.2.2 性能及び構造 標仕16.2.4 形状及び仕上げ 標仕16.2.5 工法

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・解説」

16
2/7

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
16 2/7	□ 5 アルミニウム製建具 建具性能(A種、B種、C種 (コンクリート系下地 及び鉄骨下地)、D種、 E種(木下地))	<p>・ 枠、くつずり、水切り板等のアンカーの間隔は、両端から逃げた位置から、500mm以下に取り付けられていることを確認。</p> <p>・ 木下地の場合、窓まぐさ、窓台、柱、方立等にくさびかい等により仮留め後、アンカーを両端から逃げた位置から、500mm以下に留め付けていることを確認。</p> <p>・ 外部に面するアルミニウム製建具の性能(耐風圧性、気密性、水密性、枠の見込み寸法)について確認。(標仕表16.2.1 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等(コンクリート系下地及び鉄骨下地))、(標仕表16.2.2 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級(木下地))参照。</p>	<p>施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)</p>	<p>共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 2節 アルミニウム製建具 標仕16.2.2 性能及び構造 標仕16.2.4 形状及び仕上げ 標仕16.2.5 工法</p>
	□ 6 樹脂製建具 建具性能A種、B種、C種 (コンクリート系下地 及び鉄骨下地) D種、E種(木下地) 遮音性能T-A種、T-B種 断熱性能H-A、H-B、H-C	<p>・ 建具性能及び構造、製品の寸法許容差及び相対する辺寸法の差は、ドアセットの場合はJIS A4702(ドアセット)、サッシの場合はJIS A4706(サッシ)に適合していることを確認。</p> <p>・ 建具の取付精度は、許容差を±2mm～±3mmであることを確認。</p> <p>・ 樹脂形材は、JIS A5558(無可塑ポリ塩化ビニル製建具用形材)に適合していることを確認。</p> <p>・ 枠、かまち等に用いる樹脂肉厚は、2.0mm以上であることを確認。</p> <p>・ 外部に面する樹脂製建具の性能(耐風圧性、気密性、水密性、枠の見込み寸法)について確認。(標仕表16.3.1 外部に面する樹脂製建具の性能等級等(コンクリート系下地及び鉄骨下地))、(標仕表16.3.2 外部に面する樹脂製建具の性能等級等(木下地))参照。</p> <p>・ 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級はT-1又はT-2のいずれであるのか確認。</p> <p>・ 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の等級を確認。(標仕表16.3.3 外部に面する樹脂製建具の断熱性の等級)参照。</p>		<p>共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 3節 樹脂製建具 標仕16.3.2 性能及び構造 標仕16.3.3 材料 標仕16.3.4 形状及び仕上げ 標仕16.3.5 工法</p>

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

16
3/7

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
16 3/7	□ 7 鋼製建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建具性能及び構造、製品の寸法許容差及び相対する辺寸法の差は、ドアセットの場合はJIS A4702 (ドアセット)、サッシの場合はJIS A4706 (サッシ) に適合していることを確認。 ・ 建具の取付精度は、枠の対角寸法の許容差が3mm以内、戸・枠のねじれ・反り・はらみの許容差が2mm以内、枠の倒れの許容差が2mm以内であることを確認。 ・ 鋼板は、JIS G3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に適合していることを確認。 ・ 特定防火設備で片面フラッシュ戸の場合又はかまち戸の鏡板は、実厚1.5mm以上であることを確認。 ・ 鋼製建具の性能値について簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級は、気密性A-3、水密性W-1であることを確認。(標仕表16.4.1 鋼製建具の性能等級)、外部に面する耐風圧性を確認。(標仕表16.2.1 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等) 参照。 ・ 鋼板の厚さについて戸の1枚の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合を除き、(標仕表16.4.2鋼製建具に使用する鋼板類の厚さ) 参照。 ・ 鋼製建具の加工・組立と取付状況を確認。(標仕表16.4.3 鋼製建具の枠類の組立)、(標仕表16.4.4鋼製建具の戸の組立) 参照。 ・ 標準型鋼製建具の有効内法寸法を確認。(標仕表16.4.5標準型鋼製建具の有効内法寸法) 参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 4節 鋼製建具 標仕16.4.2 性能及び構造 標仕16.4.3 材料 標仕16.4.4 形状及び仕上げ 標仕16.4.5 工法 標仕16.4.6 標準型鋼製建具
	□ 8 鋼製軽量建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼製軽量建具の性能値について、簡易気密型ドアセットの気密性はA-3であることを確認。 ・ 材料選定について、鋼板はJIS A3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 又はJIS A3313 (電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に基づき、めっきの付着量はZ06、F06又はE24を満足していることを確認。 ・ ビニル被覆鋼板はJIS K6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯) に基づき、被覆原板の種類はSG又はSE、めっきの付着量はZ06、F06又はE24を満足していることを確認。 ・ 鋼製軽量建具の戸の見込み寸法が35mm以上であることを確認。 ・ 鋼板類の厚さについて戸の1枚の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合を除き、(標仕表16.5.1 鋼製軽量建具に使用する鋼板類の厚さ) 参照。 ・ 加工及び組立状況を確認。(標仕表16.5.2 鋼製軽量建具の枠類及び戸の組立) 参照。 ・ 標準型鋼製軽量建具の有効内法寸法を確認。(標仕表16.4.5 標準型鋼製建具の有効内法寸法) 参照。 		共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 5節 鋼製軽量建具 標仕16.5.2 性能及び構造 標仕16.5.3 材料 標仕16.5.4 形状及び仕上げ 標仕16.5.5 工法 標仕16.5.6 標準型鋼製軽量建具

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
16 4/7	□ 9 ステンレス製建具	<ul style="list-style-type: none"> ・材料選定について、鋼板はJIS 64305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に基づき、SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1を満足していることを確認。 ・裏板、補強板の類は、JIS G3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に基づき、めっきの付着量はZ12又はF12を満足していることを確認。 ・加工及び組立の際、角出し曲げで、切り込み後の板厚が0.75mm以下の場合裏板補強をしていることを確認。 ・鋼板類の形状を確認。(標仕表16.6.1 ステンレス製建具に使用する鋼板類の厚さ)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 6節 ステンレス製建具 標仕16.6.2 性能及び構造 標仕16.6.3 材料 標仕16.6.4 形状及び仕上げ 標仕16.6.5 工法
	□ 10 木製建具	<ul style="list-style-type: none"> ・木製建具の含水率を確認。特記がなければA種であることを確認。(標仕表16.7.1 建具材の加工及び組立時の含水率)参照。 ・「合板の日本農林規格」に基づく接着の程度が、水掛り箇所を1類、その他を2類以上であることを確認。 ・普通合板の品質は、広葉樹1等であることを確認。 ・戸ぶすまの合板の厚さが2.5mm以上であることを確認。 ・木製建具の見込み寸法を確認。(標仕表16.7.7 見込み寸法)参照。 ・フラッシュ戸に使用する樹種を確認。(標仕表16.7.2フラッシュ戸に使用する樹種等)参照。 ・フラッシュ戸の見込み寸法や工法等を確認。(標仕表16.7.5フラッシュ戸の見込み寸法)、(標仕表16.7.6フラッシュ戸の表面板の厚さ)、(標仕表16.7.8フラッシュ戸の工法)参照。 ・ふすまの種別、材料及び、工法を確認。(標仕表16.7.3ふすまの材料)、(標仕表16.7.10ふすまの工法)参照。 ・かまち戸の工法を確認。(標仕表16.7.9かまち戸の工法)参照。 ・紙張り障子の材料や工法を確認。(標仕表16.7.4 紙張り障子の材料)、(標仕表16.7.11紙張り障子の工法)参照。 		共仕第1編1.10.1 出来形の管理基準 7節 木製建具 標仕16.7.2 材料 標仕16.7.3 形状及び仕上げ 標仕16.7.4 工法

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
16 5/7	□ 11 建具用金物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所、洗面所、浴室、厨房の類に用いる金物がステンレス製、アルミニウム合金製、亜鉛合金製又は黄銅製であることを確認。 ・ 枠線の厚さが1.5mm以上の場合は、JIS A1541-2に基づくストライク仕様(グレード3の規格)としていないことを確認。 ・ 建具の握り玉はSUS製としてバックセット60mm以上、レバーハンドルの場合、バックセット50mm以上であることを確認。 ・ 木製建具用のピボットヒンジは建具の高さが2,000mm以上の場合、中吊金物付きであることを確認。 ・ タンブラー類は6本以上あることを確認。 ・ 金属製建具及び樹脂製建具の金物の小ねじ等は、ねじ山が金属板に3山以上掛かっていること、又ねじの先端は、金属板の外に3山以上出ていることを確認。 ・ 鍵は扉1箇所につき鍵3本を1組作成されていることを確認。 ・ 金物の種類及び見え掛り部の材質を確認。(標仕表16.8.1 建具の形式に応じた金物の種類及び見え掛り部の材質)参照。 ・ 樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさを確認。(標仕表16.8.3 樹脂製建具用丁番)参照。 ・ 木製建具用の丁番の枚数及び大きさ、使用する戸車とレールを確認。(標仕表16.8.4 木製建具用丁番)、(標仕表16.8.5 木製建具に使用する戸車とレール)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	共仕第2編16.8.2 材質、形状及び寸法 8節 建具用金物 標仕16.8.2 材質、形状及び寸法 標仕16.8.3 取付け施工 標仕16.8.4 鍵
	□ 12 自動ドア開閉装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者用便房出入口に設置しているものを除き、自動ドア開閉装置の安全性全般についてはJIS A4722(歩行者用自動ドアセット-安全性)に適合していることを確認。 ・ 引き戸用開閉装置は、閉作動中の保護領域を確保していることを確認。 ・ 多機能トイレ出入りに設置される引き戸用開閉装置は、補助センサー(補助光電センサー)が設置されていることを確認。 ・ 電動機に過負荷保護装置が設置されていることを確認。 ・ タッチスイッチは床面からその中心までの高さを950mm程度で設置されていることを確認。 ・ 自動ドア開閉装置の性能等を確認。 (標仕表16.9.1 引き戸用駆動装置の性能)、(標仕表16.9.2 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能)、(標仕表16.9.3 引き戸用検出装置の性能値)、(標仕表16.9.4 引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目)、(標仕表16.9.5 引き戸用開閉装置の施工・調整後の性能等)、(標仕表16.9.6 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用開閉装置の施工・調整後の性能等)参照。 		9節 自動ドア開閉装置 標仕16.9.2 性能・機構 標仕16.9.3 工法

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
16 6/7	□ 13 自閉式上吊り引き戸装置	<p>・自閉式上吊り引戸装置の試験方法は、JIS A1518 (ドアセットの砂袋による耐衝撃性試験方法)、JIS A1519 (建具の開閉力試験方法)、JIS A5545 (サッシ用金物) に適合していることを確認。</p> <p>・自閉式上吊り引き戸装置の性能等を確認。(標仕表16.10.1 自閉式上吊り引戸装置の性能等) 参照。</p>	<p>施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)</p>	10節 自閉式上吊り引戸装置 標仕16.10.3 性能等
	□ 14 重量シャッター	<p>・シャッターの形式・種類は、JIS A4705に基づく管理用シャッター、外壁用防火シャッター、屋内用防火シャッター又は防煙シャッターであることを確認。</p> <p>・材料選定について、スラット及びシャッターケース用の鋼板はJIS G3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 又はJIS G3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に基づき、めっきの付着量はZ12又はF12を満足していることを確認。</p> <p>・安全装置について電動シャッターは、急降下制動装置、急降下停止装置等が設置されていることを確認。また、降下中に障害物を感知した場合、自動的に停止する機能を有する障害物感知装置が設置されていることを確認。</p> <p>・煙感知器連動機構若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターには、危険防止装置かつ「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年12月28日建設省告示第2563号) に定める基準に適合し、危険防止機構が設けられていることを確認。</p> <p>・シャッターのスラット形式は、インターロッキング形であることを確認。</p> <p>・防煙シャッターは、「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件」(昭和48年12月28日建設省告示第2564号) に基づく遮煙性能試験に合格していることを確認。</p> <p>・シャッターのガイドレールに用いるアンカーは、押込み形で間隔600mm、露出形で500mm以下であることを確認。</p> <p>・重量シャッターの形状及び仕上げ・工法、加工及び組立状況等を確認。(標仕表16.11.2重量シャッターに使用する鋼板類の厚さ)、(標仕表16.11.3重量シャッターのスラットとガイドレールのかみ合せ)、(標仕表16.11.4重量シャッターの加工及び組立) 参照。</p>		11節 重量シャッター 標仕16.11.2 形式及び機構 標仕16.11.3 材料 標仕16.11.4 形状及び仕上げ 標仕16.11.5 工法

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

16
7/7

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典	
16 7/7 建具工事	□ 15 軽量シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A4704 (軽量シャッター構成部材) の仕様適合していることを確認。 ・ 手動式の場合は、施錠装置付きであることを確認。 ・ 材料選定について、スラットの鋼板はJIS G3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に基づき、めっきの付着量はZ06又はF06であることを確認。又はJIS G3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) に基づき、めっきの付着量は、AZ90を満足していることを確認。 ・ スラットとガイドレールのかみ合わせでは、ガイドレール及び中柱の溝の深さは40mm以上とし、スラットとガイドレール又は中柱のかみ合わせ長さは、スラットをいずれかに寄せたときでも、他端の有効かみ合わせ長さが20mm以上であることを確認。 ・ 軽量シャッターの部材と厚さを確認。(標仕表16.12.2軽量シャッターに使用する鋼板の厚さ) 参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	12節 軽量シャッター 標仕16.12.2 形式及び機構 標仕16.12.3 材料 標仕16.12.4 形状及び仕上げ 標仕16.12.5 工法	
	□ 16 オーバーヘッドドア	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS A4715 (オーバーヘッドドア構成部材) の仕様適合し、降下中に障害物を感知した場合、自動的に停止する機能を有する障害物感知装置を設けていることを確認。 ・ 保護装置については、電動式の場合、リミットスイッチ以外に保護スイッチ等を設けていることを確認。 ・ 材料選定について、セクション材料はJIS A4715に基づき、ガイドレールは、溶融亜鉛めっき鋼板(めっき付着量はZ27)であることを確認。 ・ 防火設備の場合、セクション鋼板の実厚が0.8mm以上であることを確認。 ・ オーバーヘッドドアの形状や加工、組立及び取付け状況等を確認。(標仕表16.13.1 オーバーヘッドドアに使用する部材の厚さ)、(標仕表16.13.2 オーバーヘッドドアの加工、組立及び取付け) 参照。 		13節 オーバーヘッドドア 標仕16.13.2 形式及び機構 標仕16.13.3 材料 標仕16.13.4 形状及び仕上げ 標仕16.13.5 工法	
	□ 17 ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットは、JIS A5756 (建築用ガスケット) に基づき、アルミニウム製建具に用いる引違い及び片引きの障子の場合は、グレイジングチャンネル形であることを確認。 		14節 ガラス 標仕16.14.2 材料	
	□ 18 防火戸ガラス留め材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留め材は建築基準法に基づく防火性能の指定又は認定を受けた材料であることを確認。 		出荷証明書 工事写真	
	□ 19 網入ガラス等防錆処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部に面する網入り板ガラス等の下辺小口及び縦小口下端から1/4の高さにガラス用防錆塗料又は防錆テープを用いて処理しているかを確認。 ・ 外部に面する複層ガラス、合わせガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラスを受ける下端ガラス溝に径6mm以上の水抜き孔が2箇所以上設けてあるかを確認。 		施工計画書 施工図 工事写真	標仕16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等 標仕16.14.4 工法
	□ 20 ガラスブロック 力骨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 力骨の材質 (SUS304) 寸法径5.5mmを確認。 ・ 緩衝材は弾力性を有する耐久性のある材料であることを確認。 ・ ガラスブロック及び力骨は、枠と絶縁してあることを確認。 		標仕16.14.5 ガラスブロック積み	

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

17

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
カーテンウォール工事	□ 1 カーテンウォール性能値	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテンウォールの諸性能値(耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性等)を確認。 また、上記資料を監督員が承諾していることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	1節 共通事項 標仕17.1.3 性能
	□ 2 メタルカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・構造ガスケットはJIS A5760(建築用構造ガスケット)に適合していることを確認。 ・取付用の金物で屋外に使用する鋼材の表面処理は鉄鋼亜鉛めっきの種別A種、屋内に使用する鋼材の表面処理はE種、ボルト及びナットの表面処理はF種であることを確認。 ・現場溶接により本留めをした場合、亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別A種で処理されていることを確認。 ・耐火構造は、建築基準法施行令第107条の規程に適合していることを確認。 ・製品寸法許容差を確認。(標仕表17.2.1メタルカーテンウォール製品の寸法許容差)参照。 ・躯体付け金物の取付位置の寸法許容差を確認。(標仕表17.2.2躯体付け金物取付け位置の寸法許容差)参照。 ・カーテンウォール部材の取付位置の寸法許容差を確認。(標仕表17.2.3メタルカーテンウォール部材取付け位置の寸法許容差)参照。 		2節 メタルカーテンウォール 標仕17.2.2 材料 標仕17.2.3 形状及び仕上げ 標仕17.2.5 取付け
	□ 3 PCカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・特記が無い場合、コンクリート品質については、設計基準強度F_c30N/mm^2、スランブ12cm、単位水量$185kg/m^3$、脱型時の強度が$12N/mm^2$以上であることを確認。 ・耐火構造は、建築基準法施行令第107条の規程に適合していることを確認。 ・製品の見え掛り部の寸法許容差を確認。(標仕表17.3.1PCカーテンウォール製品の寸法許容差)参照。 ・カーテンウォール部材の取付位置の寸法許容差を確認。(標仕表17.3.2PCカーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差)参照。 		3節 PCカーテンウォール 標仕17.3.2 材料 標仕17.3.3 形状及び仕上げ 標仕17.3.4 製作 標仕17.3.5 取付け

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

18

1/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
塗装工事	□ 1 ホルムアルデヒド放散量の確認	・F☆☆☆☆の材料であるかを確認。	施工計画書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	1節 共通事項 標仕18.1.3 材料
	□ 2 施工管理	・塗装場所の気温5度超え、湿度85%未満を確認。 ・塗布工程を工事写真等で確認。仕上がり面の色むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないことを確認。	施工計画書 報告書等	監理指針18章 塗装工事 18.1.2 基本要品質 18.1.7 塗装面の確認等 表18.1.4 塗料及び塗膜の欠陥に対する原因とその対策 他 準拠
	□ 3 下地乾燥状況の確認	・塗装面を十分乾燥させているかを確認。	施工計画書 工事写真 報告書等	標仕18.1.6 施工管理 標仕18.1.7 塗装面の確認等
	□ 4 塗布量/塗布面積、空缶確認	・錆止め塗料 工事現場塗装の場合、使用量から単位面積当たりの塗付け量を確認。 ・工場塗装の場合は、電磁膜厚計その他で膜厚を確認。 ・下地であるシーラー、プライマー等塗布状況も確認。	施工計画書 工事写真 使用数量表 出荷証明書 試験成績書等	
	□ 5 素地ごしらの適合と施工確認	・木部、鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面、モルタル面、コンクリート面、ボード面等の適合状況を確認。 ・木部の素地ごしらえ、不透明塗料塗りの場合はA種、透明塗料塗りの場合はB種であることを確認。(標仕表18.2.1木部の素地ごしらえ)参照。 ・鉄鋼面の素地ごしらえ、C種であることを確認。耐候性塗料塗(DP)の場合はB種であることを確認。(標仕表18.2.2鉄鋼面の素地ごしらえ)参照。 ・亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別、処理状態を確認。(標仕表18.2.3亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ)参照。 ・モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ、B種であることを確認。 ・合成樹脂エマルジョンパテを外部で使用していないことを確認。(標仕表18.2.4モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ)参照。 ・コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ、耐候性塗料塗りを除きB種であることを確認。耐候性塗料塗(DP)の場合はB種であることを確認。 ・合成樹脂エマルジョンパテを外部で使用していないことを確認。(標仕表18.2.5コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえ)参照。 (標仕表18.2.6押出成形セメント板面及びコンクリート面の素地ごしらえ)参照。	施工計画書 工事写真 使用数量表 出荷証明書 試験成績書等 (カタログ)	2節 素地ごしらえ 標仕18.2.1 一般事項 標仕18.2.2 木部の素地ごしらえ 標仕18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ 標仕18.2.4 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ 標仕18.2.5 モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ 標仕18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

18

2/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典	
塗装工事	□ 5 素地ごしらの適合と施工確認	・ せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらの種別、処理状態を確認。 (標仕表18.2.7せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ) 参照。	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	標仕18.2.7 せっこうボード面 及びその他ボード面の素地ごしらえ	
	□ 6 錆止め種別確認	・ 鉄鋼面錆止め塗料、亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別を確認。 (標仕表18.3.1鉄鋼面錆止め塗料の種別) 参照。 (標仕表18.3.2亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別) 参照。		3節 錆止め塗料塗り 標仕18.3.2 塗料種別	
	□ 7 錆止め塗料塗り確認	・ 鉄鋼面錆止め塗料、亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の施工を確認。 (標仕表18.3.3鉄鋼面錆止め塗料塗り) 参照。 (標仕表18.3.4耐候性塗料塗りの場合の鉄鋼面の錆止め塗料塗り) 参照。 (標仕表18.3.5亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗り) 参照。 (標仕表18.3.6耐候性塗料塗りの場合の亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗り) 参照。		標仕18.3.3 錆止め塗料塗り	
	□ 8 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 木部	・ 木部合成樹脂調合ペイント塗りの種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。 特記がなければ多孔質広葉樹を除き、屋外はA種、屋内B種であることを確認。 (標仕表18.4.1木部合成樹脂調合ペイント塗り) 参照。		4節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 標仕18.4.2 木部の合成樹脂調合ペイント塗り	
		鉄鋼面		・ 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの場合、塗料の種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。特記がなければ種別がB種であることを確認。 (標仕表18.4.2鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り) 参照。	標仕18.4.3 鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り
		亜鉛めっき鋼面		・ 亜鉛めっき鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。(標仕表18.4.3亜鉛めっき鋼面合成樹脂調合ペイント塗り) 参照。	標仕18.4.4 亜鉛めっき鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り
	□ 9 クリヤラッカー塗り (CL)	・ クリヤラッカー塗りの木部について種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。特記がなければ、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.5.1クリヤラッカー塗り) 参照。		5節 クリヤラッカー塗り (CL) 標仕18.5.2 クリヤラッカー塗り	
	□ 10 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)	・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。特記がなければ、屋内のコンクリート面、モルタル面等の場合、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.6.1アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り) 参照。		6節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) 標仕18.6.2 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
18 3/4 塗装工事	□ 11 耐候性塗料塗り (DP) 鉄鋼面 (DP)亜鉛めっき鋼面 (DP)コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ 耐候性塗料塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。屋外の鉄鋼面等の鉄骨等の製作工場で溶接した箇所の場合、構造物用さび止めペイント(A種)を3回塗っていることを確認。 また、現場組立後、下塗損傷部分は、JASS18M-109に基づく塗料(表18.3.2亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料)のB種を3回塗っていることを確認。(標仕表18.7.1鉄鋼面耐候性塗料塗り)参照。	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	7節 耐候性塗料塗り(DP) 標仕18.7.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り
		・ 亜鉛めっき鋼面等の耐候性塗料塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。 、鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面の下塗りの場合、素地ごしらえの後、(標仕表18.3.2亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料)のB種を1回塗っていることを確認。 (標仕表18.7.2亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り)参照。		標仕18.7.3 亜鉛めっき鋼面の耐候性塗料塗り
		・ 耐候性塗料塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。コンクリート面及び押出成形セメント板面の場合、(標仕表18.7.3コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗り)参照。		標仕18.7.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料塗り
	□ 12 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) コンクリート面、モルタル面、プ ラスター面、せっこうボード面、そ 他ボード面	・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。 コンクリート面、モルタル面、プ ラスター面、せっこうボード面、そ 他ボード面等、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.8.1コンクリート面、モルタル面、プ ラスター面、せっこうボード面、そ 他ボード面等つや有合成樹脂エマルションペイント塗り)参照。		8節 つや有合成樹脂エマルションペ イント塗り (EP-G) 標仕18.8.2 コンクリート面、 モルタル面、プ ラスター面、せっ こうボード面、そ 他ボード面等つ や有合成樹脂エ マルションペ イント塗り
	木部つや有合成樹脂エマルションペ イント塗り	・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。木部の場合、多孔質広葉樹を除き (標仕表18.8.2木部つや有合成樹脂エマルションペイント塗り)参照。		標仕18.8.3 木部のつや有合成 樹脂エマルションペイント塗り
	鉄鋼面つや有合成樹脂エマルション ペイント塗り	・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。屋内の鉄鋼面の場合、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.8.3鉄鋼面つや有合成樹脂エマルションペイント塗り)参照。		標仕18.8.4 鉄鋼面のつや有合 成樹脂エマルションペイント塗り
	亜鉛めっき鋼面つや有合成樹脂エマ ルションペイント塗り	・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。屋内の亜鉛めっき鋼面の場合、 (標仕表18.8.4亜鉛めっき鋼面つや有合成樹脂エマルションペイント塗り)参照。		標仕18.8.5 亜鉛めっき鋼面の つや有合成樹脂エマルションペ イント塗り
□ 13 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)	・ 合成樹脂エマルションペイント塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。コンクリート面、モルタル面、プ ラスター面、せっこうボード面、そ 他のボード面等の場合、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.9.1合成樹脂エマルションペイント塗り)参照。	9節 合成樹脂エマルションペ イント塗り (EP) 標仕18.9.2 合成樹脂エマ ルションペ イント塗り		

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合がありますので、取扱に注意願います。)

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
18 4/4 塗装工事	□ 14 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	・ウレタン樹脂ワニス塗りの木部について種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。特記が無い場合、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.10.1ウレタン樹脂ワニス塗り)参照。	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	10節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) 標仕18.10.2 ウレタン樹脂ワニス塗り
	□ 15 ス테인塗り (OS)	・ステイン塗りの木部について種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。 (標仕表18.11ステイン塗り)参照。		11節 ス테인塗り (OS) 標仕18.11.2 オイルステイン塗り
	□ 16 木材保護塗料塗り (WP)	・木材保護塗料塗りについて種別、塗料の規格番号、規格、種類、塗布量を確認。特記が無い場合、塗料の種別がB種であることを確認。 (標仕表18.12.1木材保護塗料塗り)参照。		12節 木材保護塗料塗り (WP) 標仕18.12.2 木材保護塗料塗り

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS~」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

19
1/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
内装工事	□ 1 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド放散量の確認及びF☆☆☆☆の材料であるかを確認。 ・各部位の平滑性・垂直度・水平度を確認。 ・がたつき・きしみ・ゆるみがないことを確認。 	出来形図 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	標仕19.2.2 材料 他
	□ 2 施工気温・湿度管理	<p>(寒冷期の張付け時の室温、接着剤の硬化前の室温がいずれも5℃以下、湿度80%以上の場合は施工中止する。止むを得ず施工する場合は探暖等の養生を行う。)</p> <p><ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷期の張付け時の室温、接着剤の硬化前の室温を確認。 <p><カーペット敷き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接着張りの場合で寒冷期の施工は室温、接着剤の硬化前の室温を確認。 <p><合成樹脂塗床></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工場所の気温、湿度を確認。 <p><せっこうボードその他ボード及び合板張り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷期に接着剤を用いて施工する場合は、張付け時の室温、接着剤の硬化前の室温を確認。 	施工計画書 作業日誌等	2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り 標仕19.2.4 施工時の環境条件 3節 カーペット敷き 標仕19.3.3 工法 4節 合成樹脂塗床 標仕19.4.4 施工管理 5節 フローリング張り 標仕19.5.3 工法一般
	□ 3 内装工事で求められる建築基準法に基づく材料	<ul style="list-style-type: none"> ・天井及び壁に使用する材料については、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けているものであることを確認。その他、室内が湿潤状態となる場所に使用する材料を確認。(防火材指定、難燃材指定、耐水材指定) 	施工図 出荷証明書 工事写真	7節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り 標仕19.7.2 材料
	□ 4 下地乾燥状況の確認	<p><ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル、合成樹脂塗床></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルタル塗り下地及びコンクリート下地の施工後放置期間を確認。 <p>モルタル塗り下地 施工後14日以上放置 コンクリート下地 施工後28日以上放置</p>	施工計画書 工事写真	2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り 標仕19.2.3 施工
	□ 5 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニル床シート、ビニル床タイルがJIS A5705(ビニル系床材)に基づいていることを確認。 ・ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイルで使用する接着剤の主成分による区分と施工箇所を確認。 (標仕表19.2.1 接着剤の主成分による区分と施工箇所)、(標仕表19.2.2 ゴム床タイル用接着剤の主成分による区分と施工箇所)参照 ・ビニル幅木の厚さ、高さを確認。特記が無ければ厚さ1.5mm以上、高さ60mmであることを併せて確認。 	施工計画書 出荷証明書 工事写真	標仕19.2.2 材料
	□ 6 カーペット敷き	<ul style="list-style-type: none"> ・織じゅうたん、タフトッドカーペット、ニードルパンチカーペット及びタイルカーペットは消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防炎性能を有するものであることを確認。 ・織じゅうたんの品質はJIS L4404(織じゅうたん)に基づいていることを確認。 ・織じゅうたんの帯電性は、JIS L1021-16(繊維製床敷物試験方法-第16部:帯電性一歩行試験方法)に基づき、人体帯電圧の値は3kV以下であることを確認。 ・(標仕表19.3.1模様のない無地の織じゅうたんの種別)参照。 	施工計画書 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	3節 カーペット敷き 標仕19.3.1 一般事項 標仕19.3.2 材料 標仕19.3.3 工法

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

19
2/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
内装工事	□ 6 カーペット敷き	<ul style="list-style-type: none"> ・タフテッドカーペットの品質が、JIS L4405 (タフテッドカーペット) に基づいていることを確認。 ・タフテッドカーペット及びニードルパンチカーペットの帯電性は、JIS L1021-16 (繊維製床敷物試験方法-第16部:帯電性一歩行試験方法) に基づき、人体帯電圧の値は3kV以下であることを確認。 ・タイルカーペットの寸法、厚さを確認。特記が無ければ寸法が500mm角、厚さが6.5mmであることを併せて確認。 ・タイルカーペットの下敷き材が、JIS L3204 (反毛フェルト) に基づき第2種2号、呼び厚さ8mmであることを確認。 ・カーペットの種類に応じた工法を確認。なお、タフテッドカーペットの場合はグリップ工法又は全面接着工法であることを確認。 (標仕表19.3.2 工法の種類) 参照 	施工計画書 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	3節 カーペット敷き 標仕19.3.1 一般事項 標仕19.3.2 材料 標仕19.3.3 工法
	□ 7 合成樹脂塗床	<ul style="list-style-type: none"> ・資材使用量を確認。 ・厚膜型塗床材において弾性ウレタン樹脂系塗床材の場合、引張強さや品質等を確認。 (標仕表19.4.1弾性ウレタン樹脂系塗床材の硬化後における品質) 参照。 ・厚膜型塗床材に使用するプライマーは1液形ポリウレタン又は2液形エポキシ樹脂とし、トップコートは1液形ポリウレタン又は2液形ポリウレタンであることを確認。 ・厚膜型塗床材に使用するエポキシ樹脂系塗床材を使用した場合、硬化後の引張接着強さや品質等を確認。 (標仕表19.4.2エポキシ樹脂系塗床材の硬化後における品質) 参照。 ・厚膜型塗床材において弾性ウレタン樹脂系塗床材を使用した場合、仕上げの種類や工程、材料使用量等を確認。(標仕表19.4.4弾性ウレタン樹脂系塗床仕上げの種類及び工程) ※1回の塗付け量が2kg/m²以下であることを確認。 ・厚膜流しのペ工法(平滑・防滑仕上げ)においてエポキシ樹脂系塗床材を使用した場合、仕上げの種類や工程、材料使用量等を確認。 (標仕表19.4.6厚膜流しのペ工法(平滑・防滑仕上げ)) 参照。 ・薄膜型塗床材においてエポキシ樹脂系塗床材の硬化後における引張強さや品質等を確認。 (標仕表19.4.3薄膜型塗床材の硬化後における品質) 参照。 ・薄膜流しのペ工法においてエポキシ樹脂系塗床材を使用した場合、仕上げの種類や工程、材料使用量等を確認。 (標仕表19.4.5薄膜流しのペ工法(平滑・防滑仕上げ)) 参照。 ・薄膜型塗床工法(平滑仕上げ)の場合、工程、材料の使用量や面の処理等を確認。 (標仕表19.4.8薄膜型塗床工法(平滑仕上げ)) 参照。 ・樹脂モルタル工法(平滑・防滑仕上げ)の場合、工程、材料の使用量や面の処理等を確認。 (標仕表19.4.7樹脂モルタル工法(平滑・防滑仕上げ)) 参照。 		4節 合成樹脂塗床 標仕19.4.3 工法 他

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)

※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

※「JASS~」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

19
3/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
内装工事	□ 8 フローリング張り	・フローリングの材料が「フローリングの日本農林規格」によるものであることを確認。	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	5節 フローリング張り 標仕19.5.2 材料 標仕19.5.3 工法一般
	根太張り工法	・フローリングが根太張り工法の場合、樹種、板厚15mm、板幅75mm以上、板長さが400mm以上あることを確認。 (標仕表19.5.1根太張り工法のフローリングボード) 参照。 ・根太張り工法で、複合フローリングの場合、樹種、種別、表層、厚さ、幅及び長さを確認。 (標仕表19.5.2根太張り工法の複合フローリング) 参照。		標仕19.5.4 釘留め工法
	直張り工法	・直張り工法で複合フローリングの場合、樹種、板厚12mm、幅75mm以上、長さ400mm以上であることを確認。 (標仕表19.5.3直張り工法のフローリングボード) 参照。 ・直張り工法で複合フローリングの場合、樹種、種別、表層、厚さ、幅及び長さを確認。 (標仕表19.5.4直張り工法の複合フローリング) 参照。 ・直張り工法の下張り用床板が、根太間隔が300mm程度であることを確認。		
	接着工法	・フローリングが接着工法の場合、樹種、板厚8mm以上、板幅75mm以上、板長さが400mm以上あることを確認。 (標仕表19.5.5接着工法のフローリングボード) 参照。 ・接着工法で複合フローリングの場合、樹種、種別、表層、厚さ、幅及び長さを確認。 (標仕表19.5.6接着工法の複合フローリング) 参照。 ・接着工法のフローリング裏面の緩衝材が、合成樹脂発泡シートであることを確認。		標仕19.5.5 接着工法
	□ 9 畳敷き	・畳種別(A種,B種,C種,D種)及び畳の構成を確認。 (標仕表19.6.1畳の種別) 参照。 ・畳ごしらえについて、ヘリ幅が表2目として、畳床に取っ手がついていることを確認。		施工計画書 出荷証明書 工事写真
内装工事	□ 10 せっこうボード、その他ボード及び合板張り	・せっこうボード、その他ボード及び合板について、天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けていることを確認。 (標仕表19.7.1ボードの規格) 参照。 ・合板は「合板の日本農林規格」に基づいていることを確認。又、接着の程度は、水掛り箇所が1類、その他が2類であることを確認。 ・(共仕第2編表19.7.1-2普通合板の樹種及び品質等) 参照。	施工計画書 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	7節せっこうボード、その他ボード及び合板張り 標仕19.7.2 材料 共仕第2編 19.7.2 材料
	ボードの留付け間隔	・壁のボードの仕上げ面は、縦張りであり、水平方向に継目を設けていないことを確認。 ・ボード類を下地材に直接張り付ける場合の留付け用小ネジ類の下地、施工箇所、留付け間隔等を確認。 (標仕表19.7.2ボード類の留付け間隔) 参照。 ・合板類の張り付ける種別と工法を確認。 (標仕表19.7.3合板類の張り付け) 参照。		標仕19.7.3 工法

※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

19
4/4

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典	
内装工事	せっこうボードのせっこう系直張り工法	<ul style="list-style-type: none"> ・接着剤の種類と施工箇所を確認。(標仕表19.2.1)(標仕表19.2.2)参照。 ・直張り用接着材の塗布量を確認し、盛上げ高さが仕上げ厚さの2倍以上で施工されたことを確認。(標仕表19.7.4直張り用接着材の間隔)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ)	標仕19.7.3 工法	
	せっこうボードの目地工法	<ul style="list-style-type: none"> ・せっこうボードの目地工法に応じたボードのエッジの種類を確認。(標仕表19.7.5せっこうボードの目地工法)参照。 ・継目処理工法においてテーパエッジの場合、中塗りは、ボード面が平らになるように幅150mm程度にジョイントコンパウンドを塗っていることを確認。 ・継目処理工法においてベベルエッジの場合、中塗りと上塗りは、ボード面が平らになるようにそれぞれ幅400～500mm程度、幅500mm～600mm程度にジョイントコンパウンドを塗っていることを確認。 			
	□ 11 壁紙張り	<ul style="list-style-type: none"> ・壁紙はJIS A6921(壁紙)に基づき、接着剤は、JIS A6922(壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤)に基づく2種1号として、使用量は固形換算量(乾燥質量)15kg/m²以上、60kg/m²以下であることを確認。 ・モルタル面及びプラスター面、コンクリート面及びせっこうボード面の素地ごしらの種別を確認。特記が無い場合はB種であることを併せて確認。 	施工計画書 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表		8節 壁紙張り 標仕19.8.2 材料 標仕19.8.3 施工
	素地ごしらえ				
□ 12 断熱・防露・ヒートブリッジ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱材はJIS A9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材であり、種類、厚さ、及び、断熱材の損傷、めり込み及び付着不良がないかを確認。 ・開口部等のモルタル詰め部分及び型枠緊張用ボルト、コーンの撤去跡は、断熱材を張り付けるか、充填していることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	9節 断熱・防露 標仕19.9.3 断熱材打込み工法		
□ 13 断熱材現場発泡工法	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱材は、JIS A9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)に基づきA種1又はA種1Hであり、難燃性を有することを確認。 ・吹付け厚さを確認。 ・現場での吹付け厚さは確認ピンで確認し、確認ピンの本数がスラブ又は壁面の場合は、5m²につき1箇所以上、柱又は梁の場合は1面に付き各1箇所以上あることを確認。 			標仕19.9.4 断熱材現場発泡工法	

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
20 1/3	□ 1 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書が求める既製品規格であることを出荷証明書で確認。 ・制作図、仕様承諾の整合、保証内容を確認。 ・ユニット材のがたつき・きしみ・ゆるみがないことを確認。 ・付属設備取付に不足や不具合がないことを確認。 ・取付け精度を確認。 ・ユニット機材等で開閉装置がある場合は、扉等に指挟まれや建材の傷付け防止のため、扉等の周辺には戸当たり等が設けられていることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	監理指針 20章ユニット及びその他の工事 1節 共通事項 20.1.2 基本要品質 他 準拠 標仕20.1.2 基本要品質
	□ 2 フリーアクセスフロア	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材の寸法、フリーアクセスフロア高さ、耐震性能、所定荷重、帯電防止性能、漏洩抵抗を確認。 ・フリーアクセスフロアの試験方法がJIS A1450(フリーアクセスフロア試験方法)に基づき、耐荷重性能(変形が5.0mm以下、残留変形が3.0mm以下)、耐衝撃性能(残留変形が3.0mm以下)、ローリングロード性能(残留変形が3.0mm以下)、耐燃焼性能(燃焼試験において残炎時間が0秒)が適合していることを確認。 ・寸法精度において、パネルの長さ精度と平面形状(角度)が各辺の長さが500mmを超える場合は±0.1%以内、500mm以下の場合、±0.5mm以内であることを確認。 ・フリーアクセスフロアの高さは±0.5mm以内であることを確認。 		標仕20.2.2 フリーアクセスフロア
	□ 3 可動間仕切	<ul style="list-style-type: none"> ・可動間仕切りは、JIS A6512(可動間仕切)に基づき、構造形式による種類、構成基材の種類及び遮音性を確認。 ・天井に可動間仕切を固定する場合、荷重及び層間変位に耐えられることを確認。 		標仕20.2.3 可動間仕切
	□ 4 移動間仕切	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルの遮音性を確認。 ・ハンガーレール取付け下地の補強が取付全重量の5倍以上の荷重に対して、耐力及び変形量が使用上支障無いことを確認。 ・パネルをランナーに取り付ける部品が、ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられることを確認。 ・ハンガーレールは、ランナーを取付けた状態で、パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障無いことを確認。 ・ランナーは、パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障の無いことを確認。 		標仕20.2.4 移動間仕切

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

20
2/3

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
ユニット及び その他工事	□ 5 トイレブース	・パネルの主要構成基材がJIS A6512(可動間仕切り)に、ドアの開閉耐久性はJIS A4702(ドアセット)に基づいていることを確認。	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	標仕20.2.5 トイレブース
	□ 6 階段滑り止め	・接着工法の場合、エポキシ樹脂系接着剤及び小ねじを用いて取付けられていることを確認。 ・埋込工法の場合、足付き金物とし、両端を押さえ、間隔300mm程度に取り付けられていることと併せてアンカーの仕様を確認。		標仕20.2.7 階段滑り止め
	□ 7 床目地棒	・材質がステンレス製で厚さ5~6mm、高さ12mm、足金物は間隔500mm程度に取り付けられていることを確認。		標仕20.2.8 床目地棒
	□ 8 黒板	・黒板の材質はJIS S6007(黒板)に基づいていることを確認。		標仕20.2.9 黒板及びホワイトボード
	□ 9 鏡	・鏡のガラスがJIS R3220(鏡材)に基づき、厚さ5mmであることを確認。		標仕20.2.10 鏡
	□ 10 煙突ライニング	・煙突用成形ライニング材の材質が、ソフトライト系けい酸カルシウムライニング材を使用し、用いるキャスト耐火材が、煙突成形ライニング材の指定製品であることを確認。		標仕20.2.13 煙突ライニング
	□ 11 ブラインド	・横形ブラインドの場合、材料がJIS A4801(鋼製及びアルミニウム合金製ベネシヤンブラインド)に基づき、種類、幅、高さ、スラットの幅並びにスラット、ヘッドボックス及びボトムレールの材種を確認。 ・横形ブラインドの取付け用ブラケットは、ブラインドの幅が1.8mまではヘッドボックスの両端、1.8mを超える場合は、中間に1個以上増設していることを確認。		標仕20.2.14 ブラインド
	□ 12 ロールスクリーン	・スクリーンの材質は消防法で定める防炎性能表示があり、材質及び品質等を確認。		標仕20.2.15 ロールスクリーン
	□ 13 カーテン及びカーテンレール	・カーテンの、ひだの間隔が120mm程度で、腰窓の場合は、カーテンの下端が窓下から200mm程度下げていることを確認。 ・カーテンの加工仕上げについてひだの種類、生地を取付け幅を確認。 (標仕表20.2.1ひだの種類及びカーテン用きれ地の取付け幅に対する倍数)参照。 ・暗幕用カーテンの両端、上部及び召合わせの重なり幅が、300mm以上であり、カーテンレールの交差部の長さも300mm以上であることを確認。 ・カーテンの縁加工が、上端では幅75mm程度のカーテン心地が袋縫いされており、すその折り返し寸法が100~150mm程度の長さであることを確認。 ・カーテンレールがJIS A4802(カーテンレール(金属製))により、レールの強さ区分が10-90であることを確認。 ・カーテンレールが中空に吊り下げるレールの場合、レールの吊り位置が、間隔1m程度及び曲がり箇所であり振れ止めが設置されていることを確認。 ・カーテンが別途工事の場合、カーテンレールは、1m当たり8個のランナーが取り付けられていることを確認。		標仕20.2.16 カーテン及びカーテンレール

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

20
3/3

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
ユニット及びその他工事	□ 14 プレキャストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するコンクリート種別がⅡ類に準じて選定され、6章3節(コンクリートの材料及び調合)、鉄筋は5章2節(材料)の規程を満たしていることを確認。 ・コンクリートの設計基準強度を確認し、特記が無ければ、調合において水セメント比が55%以下、単位セメント量の最小値が300Kg/m³を満足していることを確認。併せてスランプが12cmであることを確認。 ・鉄筋の最小かぶり厚さは標仕5.3.5(鉄筋のかぶり厚さ及び間隔)の規程を満たしていることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 配合計画書 出荷証明書 工事写真 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	3節 プレキャストコンクリート工事 標仕20.3.2 材料 標仕20.3.3 製作
	□ 15 間知石及びコンクリート間知ブロック積み	<ul style="list-style-type: none"> ・間知石の材種を確認し、控えが四方落とし、控え長さが石面の最小辺の1.2倍以上であることを併せて確認。 ・間知石の合端が30mm程度であることを確認。 ・コンクリート間知ブロックの場合、製品がJIS A5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)の積みブロックに基づき、コンクリートの材料は6章14節(無筋コンクリート)を満足していることを確認。 ・間知石積みを練積みとして、1日の積み上げ高さが1.2mを超えない施工管理をしたことを確認。 ・伸縮調整目地の材種、厚さ等を確認し、間知石積みの勾配及び高さの変わる位置、並びに15m程度毎に設置されていることを併せて確認。 ・間知石積みの水抜きが、径50mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管で、2~3m²に1個の割合で千鳥に設置されており、その水抜き管の元部に土砂流出防止マット200×200mmを設置し0.1m³程度の砂利または、碎石が施工されていることを確認。 		4節 間知石及びコンクリート間知ブロック積み 標仕20.4.2 材料 標仕20.4.3 工法
	□ 16 工事施工履歴や表示	<ul style="list-style-type: none"> ・施工年度及び施工業者の名称を確認。法令等に基づく表示 	工事写真	共仕第1編1.3.7 施工履歴

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

21 排水工事

工 種	項 目	内 容	確認資料等	参考出典
21 排水工事	□ 1 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所が、根切り等により乱されていない支持地盤に管路を敷設していることを確認。 ・ 配管、柵、街きよ、縁石、側溝等は排水に支障とならないように沈下や漏水が無いことを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 配合計画書 出荷証明書 工事写真 報告書 試験成績書等 (カタログ) 使用数量表	1 節 共通事項 標仕 2 1 . 1 . 1 一般事項 標仕 2 1 . 1 . 2 基本要品質
	□ 2 屋外雨水排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水管用材料で、遠心力鉄筋コンクリート管のソケット管をゴム接合する場合、ゴム輪は、JIS K6353 (水道用ゴム) IV類を使用していることを確認。 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管のゴム輪形受口に使用するゴム輪の材料がJIS K6353 (水道用ゴム) I類Aを使用していることを確認。 ・ 側溝が、JIS A5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) のマンホール側溝を使用していることを確認。 ・ 鑄鉄製ふたを用いる場合は、空気調和・衛生工学会規格SHASE-S209 (鑄鉄製マンホールふた) に基づいていることを確認。 ・ 排水管用材料について、材種、規格番号、規格名称、種類等を確認。(標仕表21.2.1排水管用材料) 参照。 ・ 現場打ちコンクリートは、6章14節 (無筋コンクリート) を満足しており、コンクリートの設計基準強度が18N/mm²、スランブが15cm又は18cmであることを確認。 ・ 凍上抑制層に用いる砂の粒度試験がJIS A1102(骨材のふるい分け試験方法) に基づいていることを確認。 ・ 凍上抑制層用の砂について、ふるいの呼び名、ふるい通過質量百分率を確認。(標仕表21.2.2凍上抑制層用砂の粒度) 参照。 ・ 埋め戻しに用いる材料の種別、材料、工法を確認。特記が無ければ、標仕表3.2.1 (埋め戻し及び盛土の種別) のB種であることを併せて確認。 ・ 埋め戻しの施工において1層の仕上がり厚さが20cm以下とし、締め固めを実施していることを確認。 ・ 排水柵の内法が600mmを超え、かつ、深さ1.2mを超える場合、足掛け金物が取り付けられていることを確認。 ・ 現場打ちコンクリートの排水柵には、幅400mm、径22mmのステンレス製、径22mmの防錆処理を行った鋼製又は径19mmの合成樹脂被覆加工を行った足掛け金物が取り付けられていることを確認。 ・ 排水管に用いる硬質ポリ塩化ビニル管をマンホール等のコンクリート構造物に接続させる場合は、構造物から1m以内にゴム輪接合部が設けられていることを確認。 ・ 排水管の埋め戻しに先立ち排水に支障がないこと及び漏水のないように、通水試験を実施していることを確認。 		2 節 屋外雨水排水 標仕 2 1 . 2 . 1 材料 標仕 2 1 . 2 . 2 施工 標仕 2 1 . 2 . 3 試験
	□ 3 街きよ、縁石及び側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縁石及び側溝で、施工された地業が、標仕4.6.3 (砂利及び砂地業) を満足していることを確認。 ・ 砂利地業の厚さ及び目地幅を確認し、特記が無い場合は厚さ100mm、縁石及び側溝の目地幅が10mm程度施工されていることを確認。 ・ 縁石及び側溝の材料について、名称、規格番号、規格種類を確認。(標仕表21.3.1縁石及び側溝) 参照。 		3 節 街きよ、縁石及び側溝 標仕 2 1 . 3 . 1 材料 標仕 2 1 . 3 . 2 施工

建築工事編

工事検査における工種毎等のポイント(令和4年10月15日以降発注工事適用)
 ※特記仕様書で指定がある場合は、全て特記仕様書を優先する

VER2023.02.01

令和4年度版(各基準等の変更に伴い、修正される場合があります)ので、取扱に注意願います。

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
22 2/4 舗装工事	□ 4 アスファルト温度管理 敷均し時の温度	・敷均し時の温度が110℃以上であることを確認。	施工計画書 管理資料(使用数量表含) 工事写真	標仕22.4.3 材料 標仕22.4.5 施工
	□ 5 資材の管理 石油アスファルト乳剤使用期限、散布量	・資材の有効期限が60日以内であることを確認。 ・散布量はプライムコート1.5L/m ² 程度であることを確認。	施工計画書 管理資料 出荷証明書	
	□ 6 継ぎ目(構造物との接触部含)の処理	・接触面にアスファルト乳剤(JIS K2208に基づく種別(PK-4))を塗布した後に締め固めていることを確認。	工事写真	
	□ 7 気象条件に適した運搬・舗設・養生	・施工時の天候、気温管理では止むを得ない場合を除き施工時の気温が5℃を超えていることを確認。	報告書	
	□ 8 切取り試験、密度試験、抽出試験	・締め固め度及び切り取り試験について、軽易の場合を除き、切取り試験が2,000m ² 以下は3個、2,000m ² を超える場合はさらに、2,000m ² 毎及びその端数につき1個増した数量のコア採取していることを確認。 ・基準密度は最初の混合物から3個のマーシャル供試体を作り、その密度の平均値としていることを確認。 ・As混合物等の抽出試験における方法は(公社)日本道路協会「舗装調査・試験法便覧」に基づいていることを確認。(標仕表22.4.6抽出試験の結果と現場配合との差)参照。	施工計画書 工事写真 試験成績書等 供試体	標仕22.4.6 試験
	□ 9 平坦性(散水確認)	・散水し通行の支障となる水たまりを生じない程度であることを確認。	出来形図 工事写真	
	□ 10 舗装の構成及び仕上り	・歩行者用通路のコンクリート舗装版の厚さは70mm以上となっていることを確認。 ・溶接金網はコンクリート版の厚さ150mmの場合、表面から1/2程度の位置に、版厚が200mmの場合は、表面から1/3程度の位置に配してあることを確認。	施工図 工事写真	標仕22.5.2 舗装の構成及び仕上がり
□ 11 コンクリート配合計画書	・コンクリート工種の無筋コンクリートによる。設計基準強度、所要スランプ、粗骨材の最大寸法を確認。 ・普通コンクリートの材料を確認。(標仕表22.5.1コンクリート舗装に使用するコンクリート)参照。	施工計画書 配合計画書	標仕22.5.3 材料 標仕22.5.4 施工	

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
22 舗装工事 (透水性アスファルト舗装) 4/4 (ブロック系舗装)	□ 22 開粒度アスファルト混合物の配合	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)日本道路協会「舗装調査・試験法便覧」のマーシャル安定度試験方法によりアスファルト量を求め、配合を定めたことを確認。 ・(標仕表22.7.1 開粒度アスファルト混合物(13)の配合)及び(標仕表22.7.2 同基準値)参照。 	施工計画書 施工図 出来形図 配合計画書 工事写真 試験成績書等 出荷証明書 管理資料	標仕22.7.4 配合その他
	□ 23 舗装の構成及び仕上り	<ul style="list-style-type: none"> ・舗石舗装の基層の厚さはAs混合物の場合、50mm、コンクリート版の場合は70mmであることを確認。 ・コンクリート平板舗装の平板間の段差、インターロッキングブロック間の段差及び舗石間の段差は3mm以内であることを確認。 (標仕表22.8.1 ブロック系舗装の構成及び厚さ)参照。 		標仕22.8.2 舗装の構成及び仕上り 標仕22.8.3 材料 標仕22.8.4 施工
	□ 24 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート平板はJIS A5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)とし、厚さ60mmであることを確認。 ・インターロッキングブロックは、JIS A5371とし、車路で使用する場合、曲げ強度5.0N/m㎡の普通ブロック厚80mm。歩行者用通路で使用する場合、曲げ強度3.0N/m㎡の普通ブロック厚60mmであることを確認。 (標仕表22.8.2 敷砂の品質及び標仕表22.8.3 目地砂の品質)参照。 		
	□ 25 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート平板舗装の目地は砂で敷き込む場合はねむり目地としていることを確認。 ・インターロッキングブロックの車路割付けはヘリンボンポンドとしていることを確認。 		
(砂利敷き)	□ 26 砂利敷きの材料、施工	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利敷きの材料が、通路の場合はA種として、下敷きは厚さ60mm程度、粘質土、碎石ダスト等を2㎡/100㎡の割合で敷均し、上敷きは厚さ30mm程度で敷均し仕上っていることを確認。 ・施工範囲が建物周囲その他の場合はB種として、砂利または碎石を厚60mm程度に敷き均して仕上っていることを確認。 	施工計画書 工事写真 出荷証明書 管理資料	標仕22.9.2 材料 標仕22.9.3 施工

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典	
23 1/2	植栽及び屋上 緑化工事	□ 1 樹木探寸計測	・工事現場に搬入した時点での寸法測定を実施しているか確認。	施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真	1節 共通事項 標仕23.1.1 一般事項 標仕23.1.2 基本要品品質
		□ 2 土壌の水素イオン濃度(PH)試験、電気伝導度(EC)の試験	・試験結果が監督員に提出されていることを確認。	試験成績書等 報告書 工事写真	標仕23.1.3 植栽地の確認等
		□ 3 客土土壌管理	・小石、ごみ、雑草等のきょう雑物を含まない良質土であることを確認。 ・植栽基盤の有効土層として整備された土層厚さを確認。 (標仕表23.2.1樹木等に応じた有効土層の厚さ)参照。 ・植栽基盤の整備工法について、樹木の場合はA種、芝及び地被類の場合B種であることを確認。 (標仕表23.2.2植栽基盤の整備工法)参照。	施工計画書 施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真	2節 植栽基盤 標仕23.2.2 植栽基盤一般 標仕23.2.3 材料 標仕23.2.4 工法
		□ 4 土壌改良	・施工範囲及び、使用した土壌改良材の土壌との適合性を確認し、品質を証明する資料を監督員に提出し、承諾されていることを確認。	施工計画書 品質証明書 工事写真	
		□ 5 根鉢掘削探寸管理	・樹木の寸法は、工事現場に搬入した時点の最小寸法で計測していることを確認。 ・樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高さで計測していることを確認。 ・ヤシ類等の特殊樹の幹高さは幹部の垂直高さで計測していることを確認。 ・枝張りの測定の際、測定方向によって枝幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値で計測していることを確認。 ・幹周は、樹木の幹の周長として、根鉢の上端から1.2mの高さの位置で計測し、幹が2本以上の樹木については、各々周長の総和の70%を周長としていることを確認。 ・株立の樹高は、株立数が2本の場合、1本は所定の樹高に達し、他は所定の樹高の70%以上に達していることを確認。	施工図 出来形図 出荷証明書 工事写真	3節 植樹 標仕23.3.2 材料 標仕23.3.3 新植の工法
		□ 6 支柱工、防腐処理	・防腐処理方法を確認し、加圧式防腐処理丸太材を用いていることを確認。 竹を選定した場合、2年生以上の良質な支柱としていることを確認。		
		□ 7 余剰枝の整姿せん定	・樹木の整枝せん定の手入れの後、かん水等の養生を実施していることを確認。		
		□ 8 樹木損傷・鉢くずれ等の保護養生	・樹木の枯補償、枯損処置を行う、内容と期間が、引渡しの日から1年であることを確認。	保証書	標仕23.3.4 新植樹木の枯補償 標仕23.3.6 移植樹木の枯損処置

- ※「共仕」:「建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「標仕」:「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「監理指針」:「建築工事監理指針(上下巻)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「JASS～」:「日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説」

23
2/2

工種	項目	内容	確認資料等	参考出典
植栽及び屋上緑化工事	□ 9 芝張り、吹付け種及び地被類	<ul style="list-style-type: none"> ・芝ぐしは、長さ150mm以上の厚みのある太い竹で頭部を節止めしていることを確認。 ・種子吹付について、洋芝で材料が採集後2年以内、きょう雑物を含まない発芽率80%以上であることを確認。 ・ファイバー(木質繊維)等は長さが6mm以下で、植物の生育に有害な成分及びきょう雑物を含んでいないことを確認。 ・芝張りにおいて、平地は目地張り、法面はべた張りとなっていることを確認。 ・目地寸法は30mm以内としていることを確認。 ・目土は、土塊その他のきょう雑物を除いたもので、100㎡につき2㎡程度に均一に散布していることを確認。 ・法面をべた張りした際、全面を目地無しで張付、芝の根を土壌に密着させ4本以上の芝ぐしで留め付けていることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 配合計画書 出荷証明書 工事写真	4節 芝張り、吹付けは種及び地被類 標仕 23. 4. 2 材料 標仕 23. 4. 3 芝張りの工法
	□ 10 屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化システムの適用として保護コンクリートを適用していることを確認。 ・植栽基盤の質量が60kg/㎡以下であることを確認。 ・耐根層は、長期(2年以上)にわたり、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して貫通防止能力を有し、また、重ね合わせ部についても同等の性能を有していることを確認。 ・耐根層保護層は、材質を合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性のある材料を選定していることを確認。 ・排水層の材料は、軽量骨材について、火山砂利、黒曜石パーライト、膨張性頁岩等の粒径3～25mm程度を選定していることを確認。 ・排水性能は、鉛直方向は240L/㎡・h以上、かつ、水平方向は直ちに排水可能に施工されていることを確認。 ・透水層は、材質を合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性のある材料を選定していることを確認。 ・土壌層に用いる植え込み用土は、飽和透水係数が、10⁻⁵m/s以上、かつ水素イオン濃度指数(pH)が、4.5～7.5であることを確認。 ・風圧力に対して「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成12年5月31日 建設省告示第1458号)に基づく工法となっていることを確認。 ・排水孔及びルーフトレーンに目詰まり及び土壌流出防止用カバーが設置されていることを確認。 	施工計画書 施工図 出来形図 建築基準法適合が確認できる資料 工事写真 試験成績書等 出荷証明書 管理資料	5節 屋上緑化 標仕 23. 5. 1 一般事項 標仕 23. 5. 3 材料 標仕 23. 5. 4 工法